
第2次高槻市人権施策推進計画

令和4（2022）年3月
高槻市

はじめに

本市は、すべての差別をなくし、自由と公正を守ることを「高槻市市民憲章」の一つに掲げて以降、「高槻市人権擁護都市宣言」、「高槻市人権尊重の社会づくり条例」、「高槻市人権施策基本方針」などに基づき、現在に至るまで、常に人権尊重を基調とした市政運営に努めてまいりました。



しかしながら、依然として社会には様々な人権課題が存在し、昨今ではインターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での悪質な書き込みなど、新たな人権課題も生まれ、複雑・多様化しております。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、陽性者や医療従事者等へのいわゆる「コロナ差別」が社会問題となり、このような中で、個々人の行動や信条、また、世代、出自、性別や職業といった属性など、様々な違いを口実に、国民・市民を分断する社会的風潮も生じています。

一方、国において「部落差別解消推進法」をはじめとするいわゆる「人権三法」が施行され、また、人権尊重の理念を基礎とした「持続可能な開発目標（SDGs）」に貢献する機運が社会全体で高まっていることなど、各人権分野における課題の解消に向けた動きが進みつつあります。

ここから更に前進していくためには、私たち一人ひとりが自分のこととして様々な人権課題に向き合い、行動する必要があると考えます。

この「第2次高槻市人権施策推進計画」は、これまで本市が掲げてきた人権施策の基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化にも柔軟に対応し、市民、企業や事業者、地域の関係団体の皆様とともに一丸となって人権課題に取り組んでいくための計画として策定いたしました。本計画のもと、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現」に向け、人権施策の推進に一層努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、高槻市人権施策推進審議会において精力的にご審議いただいた委員の皆様をはじめ、ご協力いただいたすべての皆様に、心から御礼を申し上げます。

令和4年3月

高槻市長 濱田 剛史

＝＝ 目 次 ＝＝

第1章 計画の策定にあたって		
1 計画策定の趣旨		
2 計画の基本的な考え方		
3 計画期間		
第2章 人権を取り巻く現状と課題		2
1 これまでの経過		2
2 近年の社会情勢		8
3 第7回高槻市人権意識調査		13
4 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害について（調査）		30
5 各分野の課題整理		32
6 人権施策の必要性		37
第3章 計画の方向性		38
1 基本理念		38
2 基本方向（あるべき地域社会）		39
3 各人権分野の取組方針		40
4 施策の柱と具体的施策		43
第4章 計画の推進		46
1 進捗管理		46
2 推進体制		46
■人権施策に係る具体的諸事業（一覧）		47
■資料編		
① 第2次人権施策推進計画の策定に関する人権関係団体の調査結果（概要） まとめ（令和3年2月実施）		63
② 世界人権宣言（仮訳文）		73
③ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		76
④ 高槻市人権尊重の社会づくり条例		77

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

第2次高槻市人権施策推進計画（以下「本計画」という。）は、平成27年3月に策定した『高槻市人権施策推進計画』（以下「前計画」という。）を継承する後継計画として、前計画期間中の人権に関する社会情勢の変化などを反映し策定するものです。

2 計画の基本的な考え方

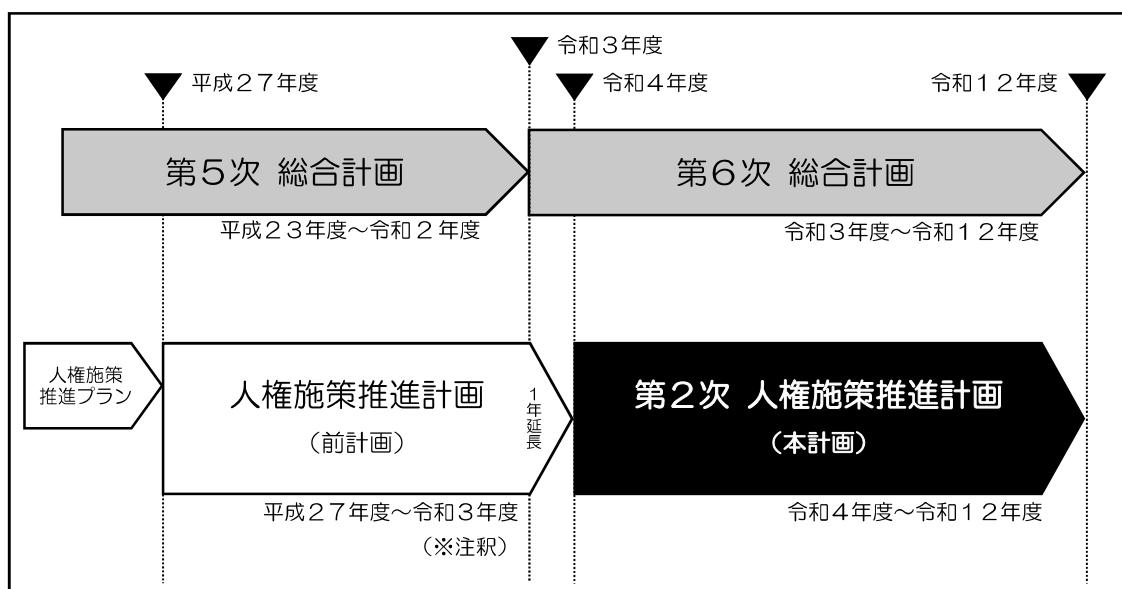
本計画は、『第6次高槻市総合計画』（以下「第6次総合計画」という。）の基本構想に掲げる将来都市像「地域に元気があって市民生活が充実したまち」の実現に向けた人権分野の計画とし、他の行政分野の関連計画等とも連携して、人権施策の効果的な展開を図ります。

3 計画期間

本計画の期間は、『第6次総合計画』の計画期間の終期に合わせ、令和4年度から令和12年度までの9年間とします。

ただし、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。

►図1（計画期間）



（※注釈） 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う延長。理由の詳細は5ページを参照。

第2章 人権を取り巻く現状と課題

I これまでの経過

(1) 國際的な取組（主な宣言・条約の採択年・概要）

■『世界人権宣言』(昭和 23 (1948) 年)

- ・第1条「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

■『人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）』

(昭和 40 (1965) 年)

- ・あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を遅滞なくとることなどを主な内容とする

■『国際人権規約』(昭和 41 (1966) 年)

- ・『世界人権宣言』の内容を基礎とし条約化。人権に関する条約の中で最も基本的・包括的なもの

■『女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）』

(昭和 54 (1979) 年)

- ・男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とし、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする

■『子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）』(平成元 (1989) 年)

- ・18歳未満を児童と定義し、国際人権規約において定められている権利について、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を定めたもの

■『高齢者のための国連原則』(平成 3 (1991) 年)

- ・昭和 57 (1982) 年に国連主催の「高齢化に関する世界会議」で採択された「高齢化に関する国際行動計画」推進などを目的として、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳を定めたもの
- ・各国政府に自国のプログラムにこれらの原則を組み入れることを奨励

■『障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）』(平成 18 (2006) 年)

- ・障がいのある人の基本的人権を確保し、固有の尊厳を促進することを目的とし、障がいのある人の権利の実現のための措置等を定めたもの

■『持続可能な開発目標（S D G s）』(平成 27 (2015) 年)

- ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

(2) 国内の取組（人権に関する分野ごとに、主な法整備の経過）

■人権全般

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年）

■女性の人権

- ・男女雇用機会均等法（昭和61年）
- ・男女共同参画社会基本法（平成11年）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
(平成13年)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
(平成28年)

■子どもの人権

- ・児童福祉法（昭和22年）
- ・児童買春・児童ポルノ禁止法（平成11年）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年）
- ・いじめ防止対策推進法（平成25年）
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年）

■高齢者の人権

- ・高齢社会対策基本法（平成7年）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律
(平成18年)
- ・高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成18年)

■障がいのある人の人権

- ・障害者基本法（平成5年）
- ・精神保健福祉法（平成7年）
- ・障害者自立支援法（平成18年～平成24年）
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成24年)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成25年）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
(平成28年)

（※注釈） 各法律に付したカッコ内の年は施行年です。

■部落差別（同和問題）

- ・同和対策事業特別措置法（昭和44年～平成14年）
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）（平成28年）

■外国人の人権

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（平成28年）

■その他様々な人権課題

・労働者的人権

「(改正)労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（パワハラ防止法）
(令和2年：大企業、令和4年：中小企業)

・インターネットに関する人権侵害

「プロバイダー責任制限法」（平成14年）
「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年）

・性的少数者等に関する人権

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成16年）

・HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」（平成18年：第2条「人権に配慮」から「人権を尊重」に）
「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年）

・犯罪被害者等の人権

「犯罪被害者等基本法」（平成16年）

・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年）

・アイヌの人々の人権

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）（令和元年）

(3) 本市の取組（条例・方針・計画など）

■『人権擁護都市宣言』（昭和 53 年）

- ・基本的人権の大切さを認識し、擁護していく活動を日常的に進めるこことを確認し、人権を守り、自由と公正を守る明るく住みよい高槻市を実現するための宣言

■『高槻市人権啓発計画』（昭和 62 年～平成 10 年）

- ・本市の施策の基本に「人権」を据えるために策定

■『人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画』（平成 11 年）

- ・平成 6（1994）年に第 49 回国連総会で決議された『人権教育のための国連 10 年』（1995-2004）を受け、目標年次である平成 16（2004）年度に向けた本市の人権教育・人権啓発の推進を図るために行動計画として策定

■『高槻市人権尊重の社会づくり条例』（平成 13 年）

- ・『世界人権宣言』及び『日本国憲法』の理念に基づき、市民と行政との協働による真にすべての人の人権が尊重される社会をつくることを目的に制定

■『高槻市人権施策基本方針』（平成 16 年）

- ・人権尊重を基調とした市政運営に向け、本市におけるすべての行政分野において、総合的に人権施策を推進するための基本方向を示したもの

■『人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画（人権施策推進プラン）』（平成 17 年）

- ・『人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画』の成果を継承し充実する目的で策定
- ・『高槻市多文化共生施策推進基本指針』（平成 21 年策定）の趣旨及び具体策を盛り込み、平成 23 年に改訂

■『高槻市人権施策推進計画』（平成 27 年）

- ・『人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画（人権施策推進プラン）』に、その後の人権に関する国際的な取組や社会経済情勢の変化などを反映し策定
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人権施策を推進する上で看過できない課題が発生。高槻市人権施策推進審議会において、次期計画で触れる必要がある新たな人権課題との意見があり、現状の把握とそれを踏まえた十分な審議を行うことを目的に、計画期間を令和 3 年度末まで 1 年間延長

(4) 前計画の振り返り

前計画では、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現」を基本理念に、5つの基本目標（あるべき地域社会）に向けて、表1の施策体系に基づき、人権施策に取り組んできました。

▶ 表1 (前計画の施策体系)

施策の柱	具体的な諸事業
人権教育・人権啓発の推進	・学校教育における人権教育推進
	・社会教育における人権学習推進
	・市民・企業等への啓発推進
	・各種団体等の啓発活動への支援推進
	・人権に配慮した職務の遂行に係る人権研修推進
人権擁護・保護機能の充実	・人権相談体制推進
	・人権擁護・保護機能充実
	・専門機関との協働体制推進
社会全体での協働の推進	・NPO等多様な主体との協働推進
	・企業の自主的な取組への支援推進
	・地域との密着した連携・協働体制推進

■ア 前計画期間の施策評価

前計画では、各施策を構成する具体的な諸事業ごとに評価指標を設け、その達成度を5段階で評価し、その平均値を施策の柱及び計画全体の評価としてきました。

▶ 表2 (施策評価)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人権教育・人権啓発の推進	4.21	4.22	4.27	4.29	4.12	3.66
人権擁護・保護機能の充実	3.74	3.89	3.88	3.78	3.90	3.80
社会全体での協働の推進	3.44	3.88	3.63	3.79	3.73	2.90
全体評価	4.06	4.08	4.06	4.10	4.00	3.55

(※注釈)

(※注釈) 前計画の計画期間は令和3年度までです。令和3年度の施策評価は令和4年度に実施するため、本表には掲載していません。

(ア) 人権教育・人権啓発の推進について

評価点の平均値は、平成30年度までは概ね同水準で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大し社会的に様々な影響が出てきた令和元年度末ごろから数値が下がり始め、直近の令和2年度は大幅な減少となりました。これは、事業の実施手法としてこれまで行ってきた講座やイベント等の多くが規模縮小や中止となったことによるものです。

(イ) 人権擁護・保護機能の充実について

評価点の平均値は計画期間中を通して概ね同水準で推移しています。

令和元年度は、相談事業の対応件数が若干増加したため評価点が上昇し、令和2年度は、相談事業の対応件数が顕著に増加した一方、新型コロナウイルス感染症の影響により相談事業を充実するための会議体等の開催実績が少なくなったことから、前年度比で数値が下がりました。

相談の増加があったことで、他の2つの施策の柱と比較すると、結果として施策評価の数値は下がっていません。

(ウ) 社会全体での協働の推進について

評価点の平均値は、平成30年度までは同水準の中でやや増加傾向が見られていましたが、令和2年度に大きく下がりました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めなければならない中で、地域の催しの回数や参加者が減少したことにより、地域や関係団体等が連携して取り組む事業への影響が大きく表れました。

二イ 前計画の総括

計画期間中、平成30年度までは概ね順調な推進が図られていましたが、令和元年度以降は、各事業の中止や規模縮小など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける結果となりました。

このような中、今後の人権施策の推進を考えるにあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止や、同様の突発的事象が起こりうることを念頭に置きながら、今日の人権課題を的確に把握し、既存の事業実施手法にとらわれず、新たな手法も取り入れるなど、すべての施策の柱の中で、これまでの取組の成果を維持・向上するための工夫が必要です。

なお、各施策の柱を構成する具体的諸事業の実績平均値を用いた前計画の施策評価方法は、実績を測る指標の見直しにより年度毎の基準が異なっている等の課題がありました。計画の進捗管理という観点で、次期計画においては、より分かりやすい評価方法を検討する必要があります。

2 近年の社会情勢

人権課題は、少子高齢化の進行、情報化の進展、個人意識の多様化などに伴って複雑化・多様化してきました。令和2年のはじめ以降、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけとして、社会変化のスピードが大きく増しています。そのような中、これまでの課題が改めて浮き彫りになるとともに、新たな課題も生じています。

本計画を策定するにあたっては、これまでの課題に加えて、人権を取り巻く近年の社会情勢も捉えておく必要があります。

(1) 「持続可能な開発目標」(SDGs)

- 持続可能な開発目標(SDGs = Sustainable Development Goals)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。社会、経済、環境の3側面で世界が直面する課題を網羅的に示された17の目標・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。
- すべての国が取り組むべき普遍的(ユニバーサル)な目標ですが、各國政府による取組だけでは達成が困難であり、企業や地方自治体、アカデミア(大学や研究機関)や市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべての人の行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。
- SDGsの目標とターゲットは、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指すものとされ、個別の目標においても、貧困、保健、教育、ジェンダー、経済成長と雇用など、人権と関わりのあるものが多く含まれています。本市の人権施策を推進するにあたって、SDGsの趣旨と目標を踏まえて取り組んでいく必要があります。

►図2 (国際連合 SDGsの17のゴール)



(2) インターネットと人権

- 情報化が急速に進展し、様々な情報の取得や、個人による情報発信などの自由なコミュニケーションが早くかつ容易に出来るようになるなど、近年、インターネットの利便性が飛躍的に高まってきています。
- 一方で、スマートフォンの普及に伴うSNS（＝ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用者が増加する中で、匿名による心無い誹謗中傷をはじめ、インターネット上での人権侵害事象が多くみられるようになりました。たとえ一個人が軽い気持ちで書き込んだ情報であっても人を深く傷つけることがあり、また、内容の正確さや性質とは無関係に情報が容易に拡散し、消えない情報として残ってしまうこともあるなど、社会問題となっています。
- 市民一人ひとりが、情報技術を上手に活用できる力を身に付けることと同時に、誰もがインターネットによる人権侵害の加害者にも被害者にもなりうる危うさを十分に理解しておくことが必要です。
- また、「インターネット上での人権侵害を許さない」というメッセージを社会に向けて発信し続けるとともに、法整備等の環境を整えていくことが求められています。

<インターネット上の人権侵害の例>

- ・ネットいじめ（悪口等の執拗な投稿、仲間外れなど）
- ・個人情報の無断掲載（プライバシーの侵害）
- ・児童ポルノ、リベンジポルノ
- ・デマ・フェイクニュースの拡散による無関係な人への誹謗中傷
- ・特定の地域を同和地区であるとした差別的な書き込み、動画及び画像の拡散

※図2（国際連合 SDGsの17のゴール）の各ゴールの名称

1 貧困をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう
2 飢餓をゼロに	11 住み続けられるまちづくりを
3 すべての人に健康と福祉を	12 つくる責任つかう責任
4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を
5 ジェンダー平等を実現しよう	14 海の豊かさを守ろう
6 安全な水とトイレを世界中に	15 陸の豊かさも守ろう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	16 平和と公正をすべての人に
8 働きがいも経済成長も	17 パートナーシップで目標を達成しよう
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

(3) 新型コロナウイルス感染症

- 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の国内感染者及び死者は、令和2年1月16日に国内で初めての感染者が出て以降、急激に増加していきました。
- 感染拡大防止のため国が大阪府を含む7都道府県に対し緊急事態宣言を発令した令和2年4月以降、生活の様々な場面で制限が課されるなど、雇用・労働環境をはじめとした社会環境が大きく変化する中で、多くの人権課題が生じています。
- 感染症法の前文には「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、（中略）感染症の患者等の人権を尊重しつつ」とあります。しかし、今回の新型コロナの事例は、感染症に対する忌避意識等、人権尊重の視点において我が国にはまだ大きな課題があることを突き付けることになりました。
- 国においては、新型コロナに関する偏見や差別を防止することを目的として「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部を改正し、令和3年2月13日に施行しました。同改正法では、国及び地方自治体が、患者等に対する差別的取扱い等の実態把握、相談支援、情報収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこととしています。
- 新型コロナに限らず、同様の突発的な事象が起きたときにおいても差別や偏見を抑止するために、人々が世界規模のパンデミックという共通の経験を経た今、改めて正しい情報の普及、周知・啓発に向けての具体的な取組を検討し、推進していく必要があります。

<新型コロナに関する人権侵害の例>

- ・感染者、医療従事者をはじめ生活に必須な仕事に従事する労働者等やその家族へのいわれのない差別や誹謗中傷
- ・生活環境の変化による不安やストレスに起因するDVや児童虐待事案の増加
- ・人権尊重を逸脱した、行き過ぎた言動

(4) 災害と人権

- 東日本大震災（平成 23 年）、熊本地震（平成 28 年）や大阪府北部地震（平成 30 年）といった地震災害、また、平成 30 年台風第 21 号による風水害など、国内では近年、大規模な災害が数多く起こっています。
- 多くの人命、生活基盤や働く場が奪われるような災害が発生すると、人々は冷静な判断が難しくなり、情報不足やデマなどによる人権侵害が生じやすくなります。
- また、被災地では日常とは著しく異なる環境での生活を余儀なくされることから、被災者の人権が損なわれないように、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人（※注釈）の避難への配慮や、避難所運営等における配慮（地域の防災活動への女性の参画等）など、平時よりも様々な配慮が必要となります。
- 南海トラフ地震をはじめとする巨大地震、気候変動に関連した風水害など、今後起こりうる様々な自然災害の発生時に、避難する立場、避難を受け入れる立場の双方の視点で人権が尊重されるよう、平時から啓発や対策を進めていくことが求められています。

<東日本大震災に伴う人権問題の例>

- ・ 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待
- ・ 学校、幼稚園等で嫌がらせやいじめを受けること
- ・ 差別的な言動をされること
- ・ 職場で嫌がらせやいじめを受けること

※内閣府「人権擁護に関する世論調査（平成 29 年 10 月調査）」より、回答の上位を抜粋。

（設問は「東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思しますか？」）

（※注釈） 高槻市地域防災計画における「要配慮者」

(5) 職場でのハラスメント

- 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフバランス）に向けて労働環境の改善が図られる中、産前・産後休業や育児休業などの各種制度を利用することでハラスメントを受けるという、職場における新たな人権課題が生まれています。
- 「持続可能な開発目標」（SDGs）の17の目標の8番目「働きがいも経済成長も」には、「包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」とあります。
- 国においては、令和2年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を策定し、「ディーセントワークの促進」、「ハラスメント対策の強化」及び「労働者の権利の保護・尊重」に取り組むことを示しています。企業等、幅広い関係者に人権尊重の取組を促しつつ、ワーク・ライフ・バランスの確保や職場における様々なハラスメントの解消に向け、取り組んでいくことが求められています。

<職場でのハラスメントの例>

- ・立場や属性を利用した嫌がらせ
「セクシュアルハラスメント」（性的嫌がらせ）、「パワーハラスメント」（職務上の優位性を利用した嫌がらせ）、「ジェンダー・ハラスメント」（男らしさ、女らしさという概念から強要する嫌がらせ）
- ・各種制度の利用に関する嫌がらせ
「マタニティハラスメント」（出産・育児）、「ケアハラスメント」（介護）

3 第7回高槻市人権意識調査

本計画を策定するための基礎資料とする目的で実施。

(1) 調査概要

調査対象	高槻市在住の満16歳以上の市民（令和元年8月末現在）
抽出方法	住民基本台帳より3,100人を無作為抽出（※1）
調査方法	郵送による配付及び回収
調査期間	令和元年9月30日～10月25日
回収数	989（到達数比32.0%）、うち74は追加抽出分（※2）

※1 外国籍市民の回答数の確保のため、内数300人分は条件付で抽出。

※2 若年層の分析に必要な回収数の確保のため、無作為抽出3,100人の内数として10歳代及び20歳代合計300人を追加抽出。この区分で提出のあった回答は、年齢別分析にのみ使用し、総体の分析には使用していない。従って、総体の分析に使用する母数（n値）は915。

(2) 調査内容

- ・人権についての意識や考え方、学習経験などについて
- ・他人が嫌がる発言や行為を行った、受けた経験について
- ・様々な人権問題への取組のための考え方について
- ・外国籍の市民の人権について

※本計画書に掲載する第7回高槻市人権意識調査の結果は、同調査のダイジェスト版からの抜粋です。その他の調査結果は、同調査の報告書及びダイジェスト版をご覧ください。

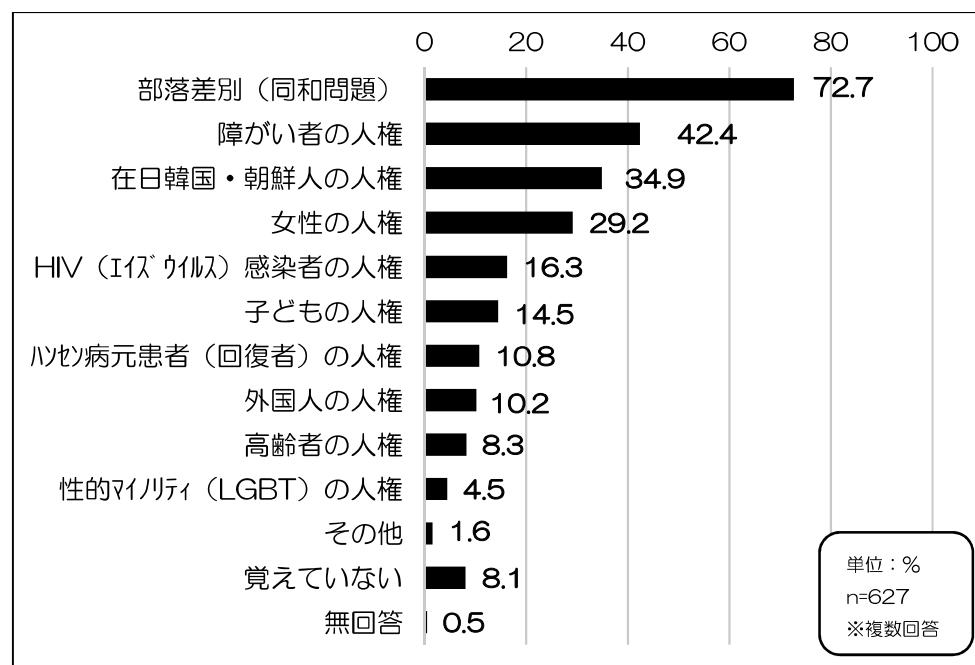
(3) 主な調査結果

ア 人権全般

► 図3 (差別や人権に関して受けた教育の内容)

「どのような内容を教わりましたか」

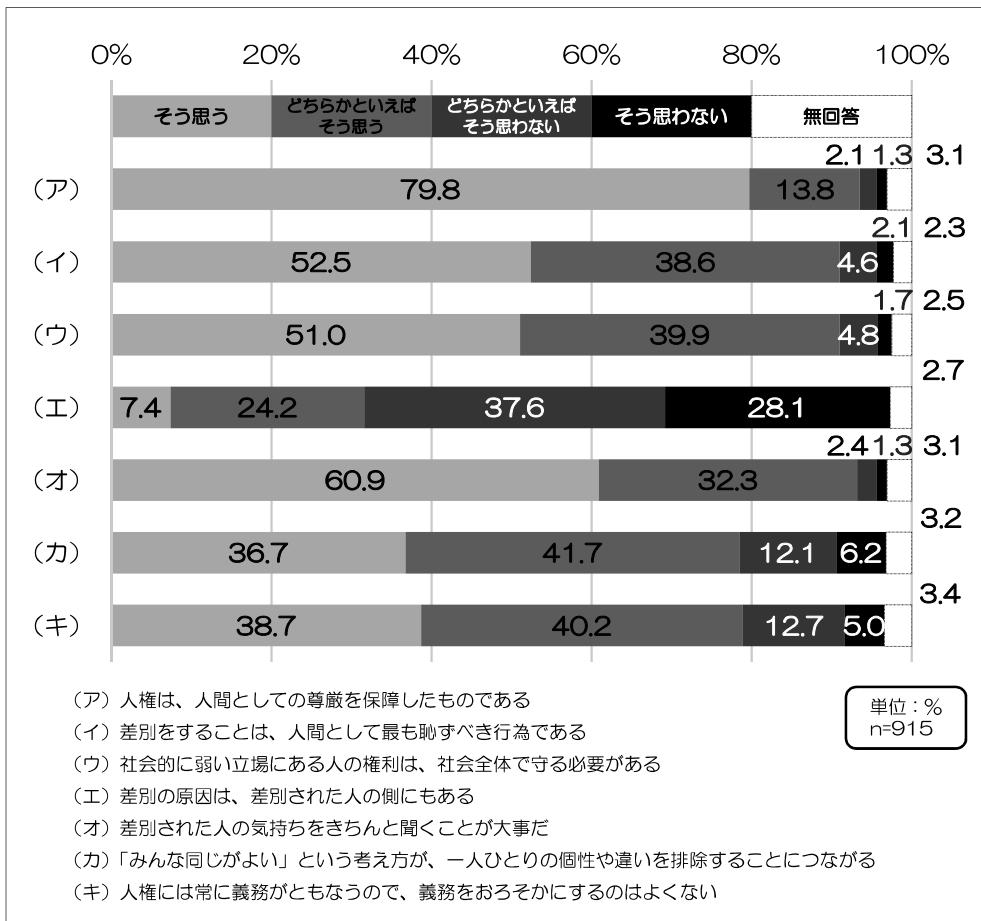
※「小学校から高校の間に、差別や人権に関する教育を受けたことがありますか」に「ある」と答えた全体の68.5%への質問



「部落差別（同和問題）」が72.7%で最も割合が多く、次いで「障がい者の人権」が42.4%、「在日韓国・朝鮮人の人権」が34.9%となっています。

なお、年齢別では、「部落差別（同和問題）」の回答者は、40歳代が最も多く87.4%となっていますが、30歳代では65.2%、20歳代では34.9%、10歳代で43.9%と、特に20歳代から下の世代で大幅に低下しています。一方、10歳代では「性的マイノリティ（LGBT）の人権」が56.1%、「障がい者の人権」が71.2%と、全世代をまとめた図3の結果とは異なる傾向があります。

図4 「人権」や「差別」に関する問題意識
「『人権』や『差別』に関する（ア）～（キ）のような意見について、どのように思いますか？」

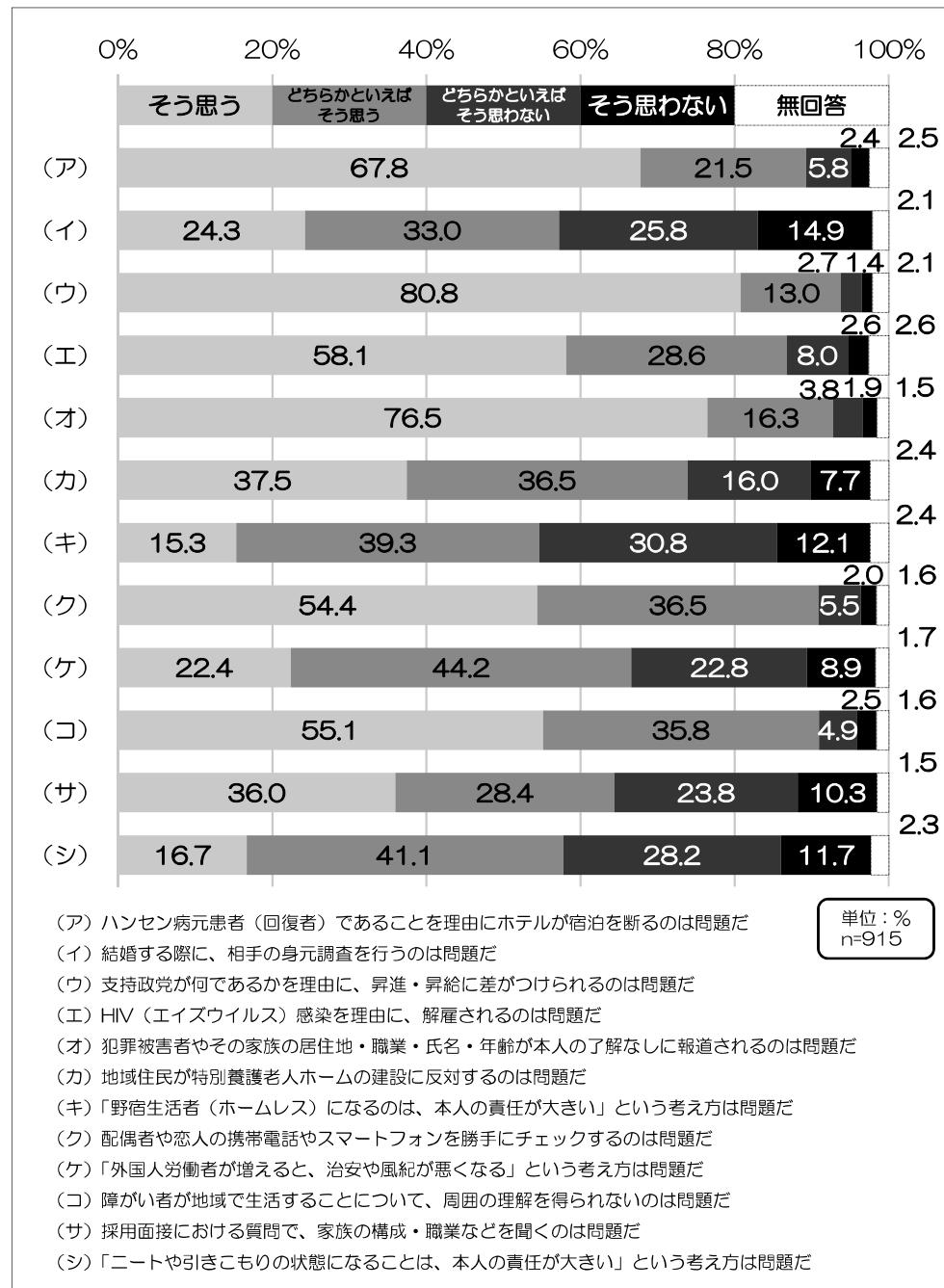


ほとんどの設問で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合計で8割以上を占める一方、「(エ) 差別の原因は、差別された人の側にもある」だけが合計で31.6%でした。

また、平成25年度に実施した第6回人権意識調査（以下、「前回調査」という）との比較では、比較可能な項目（ア～カ）のほとんどでほぼ同じ結果となりましたが、「(エ) 差別の原因は、差別された人の側にもある」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が10.1ポイント低下し、改善がみられました。

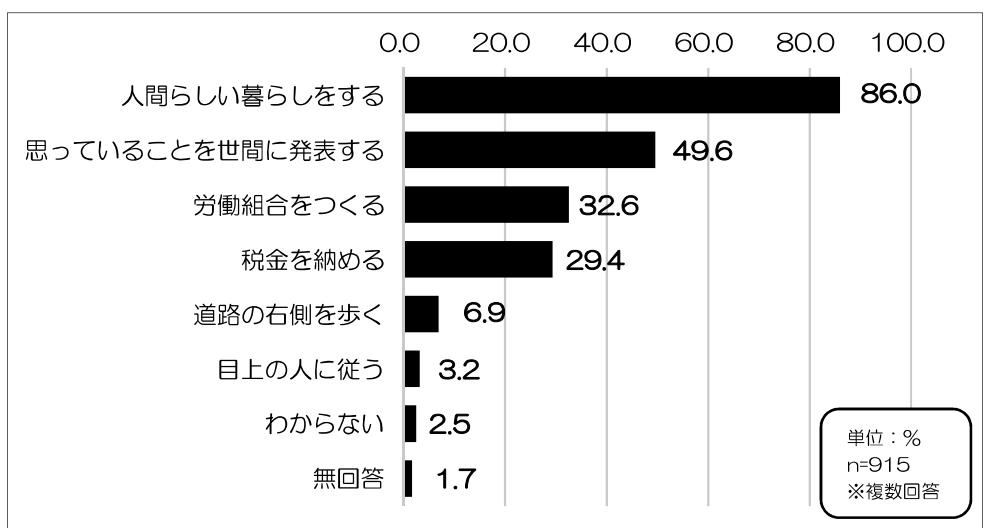
※以下、比較可能な項目がある調査結果のみ、その概要を記載しています。

➤ 図5（各種人権問題に関する問題意識）
 「(ア)～(シ)のような意見について、どのように思いますか？」



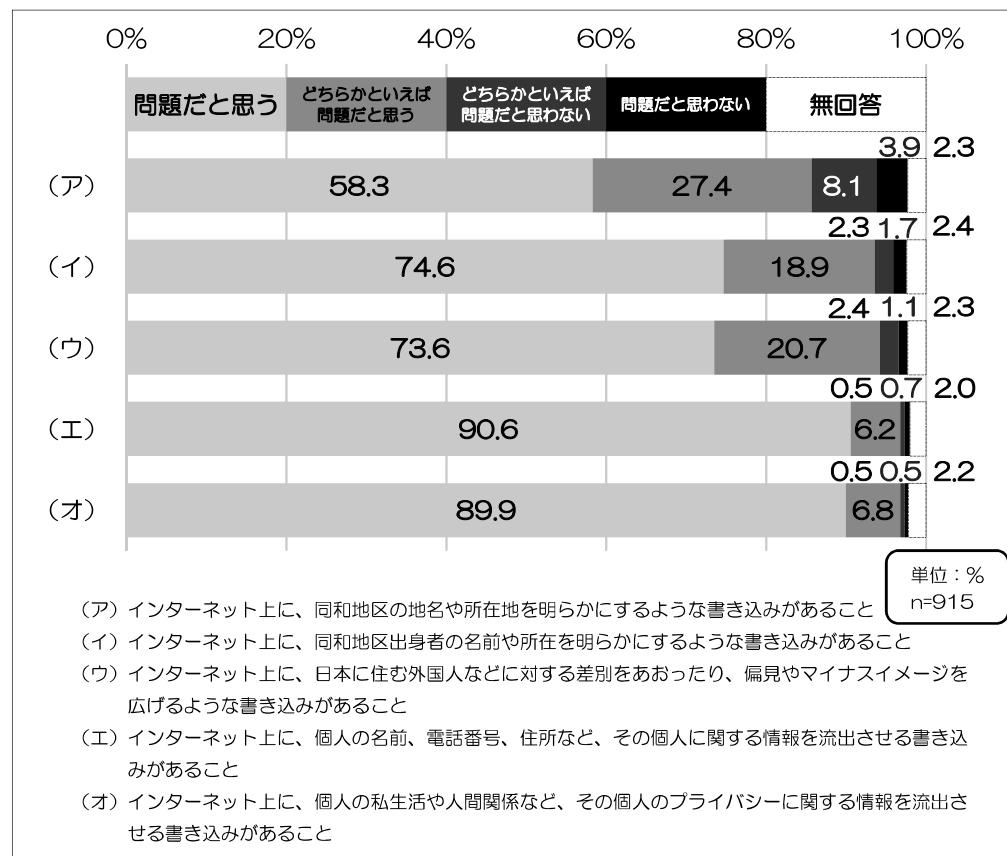
「(イ) 結婚する前に、相手の身元調査を行うのは問題だ」、「(キ) 『野宿生活者（ホームレス）になるのは、本人の責任が大きい』という考え方方は問題だ」、「(シ) 『ニートや引きこもりの状態になることは、本人の責任が大きい』という考え方方は問題だ」の3つについて、「そう思わない」、「どちらかといふとそう思わない」の割合が4割前後となっています。

►図6（憲法によって国民の権利と決められていると思うもの）
「憲法によって、義務ではなく、国民の権利と決められているのはどれだと思いますか」



上位3つの選択肢だけが憲法に定められた国民の権利ですが、「人間らしい暮らしをする」(生存権)が86.0%なのに対し、同じく国民の権利である「思っていることを世間に発表する」(表現の自由)が49.6%、「労働組合をつくる」(勤労者の団結権)が32.6%となって います。

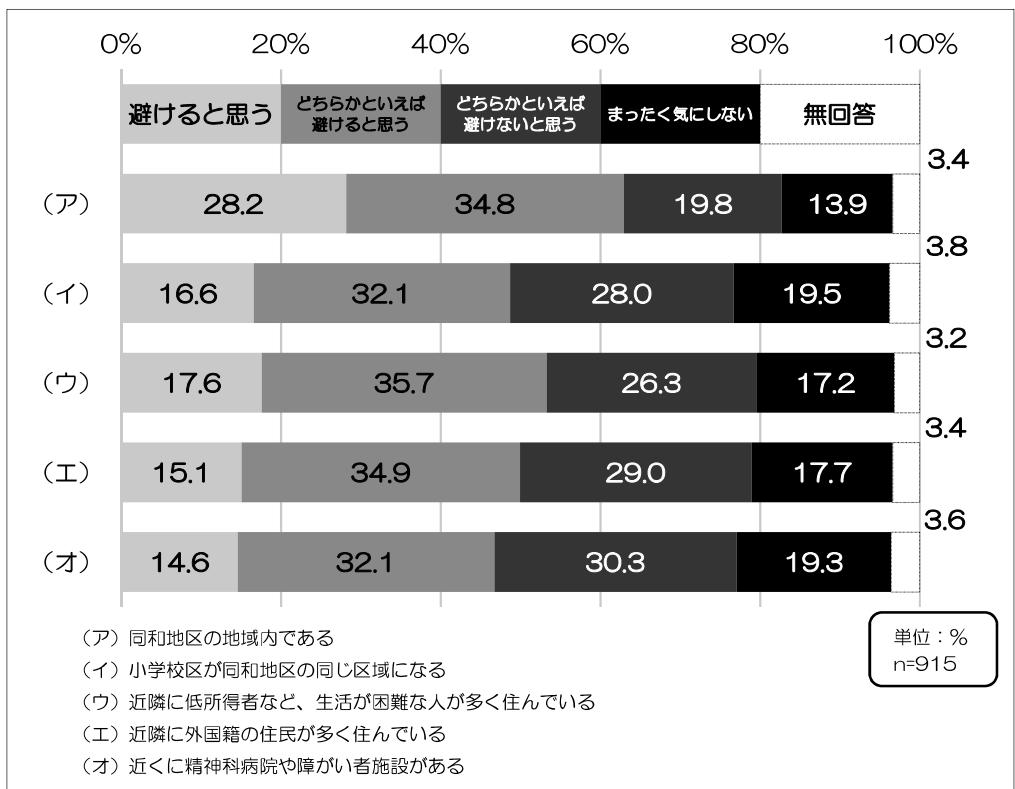
► 図7（インターネット上の書き込みに関する人権問題への意識）
 「携帯やスマートフォン、パソコンなどのインターネット上の次の（ア）～（オ）のような書き込みや行為について、どのように思いますか？」



インターネット上の書き込みについては、全体的に「問題だと思う」「どちらかといえば問題だと思う」の合計が8割以上を占めています。なお、「問題だと思う」の回答割合については、同和地区に関する選択肢(ア)(イ)及び在日外国人への差別や偏見に関する選択肢(ウ)が約6～7割であるのに対し、個人情報の流出等に関する選択肢(エ)(オ)では約9割となっています。

図8（居住地の条件）

「家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっていても、次の（ア）～（オ）のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか」



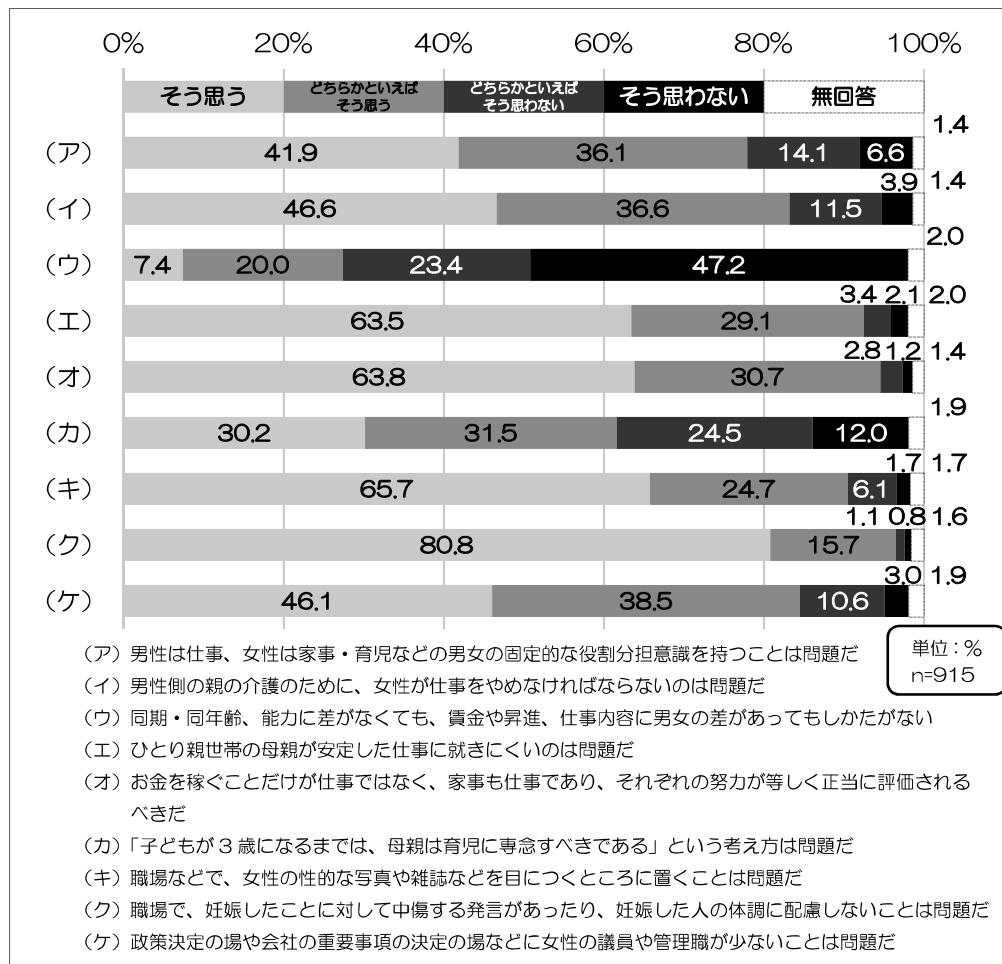
「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」の合計は、「(ア) 同和地区の地域内である」で 63.0% と最も高くなり、次いで「(ウ) 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」で 53.3%となりました。

また、前回調査との比較では、すべての項目において同水準の結果となりました。

イ 人権課題別の調査

► 図9 (女性の人権に関する意識)

「女性の人権に関する(ア)～(ケ)の意見について、どのように思いますか」



「(カ)『子どもが3歳になるまでは、母親は育児に専念すべきである』という考え方方は問題だ」については、この意見を否定する(問題と思わない)回答が約4割となりました。

男女別の回答傾向では、設問の考え方を問題だと捉えている回答は、すべて女性の割合が男性を上回る結果となりました。

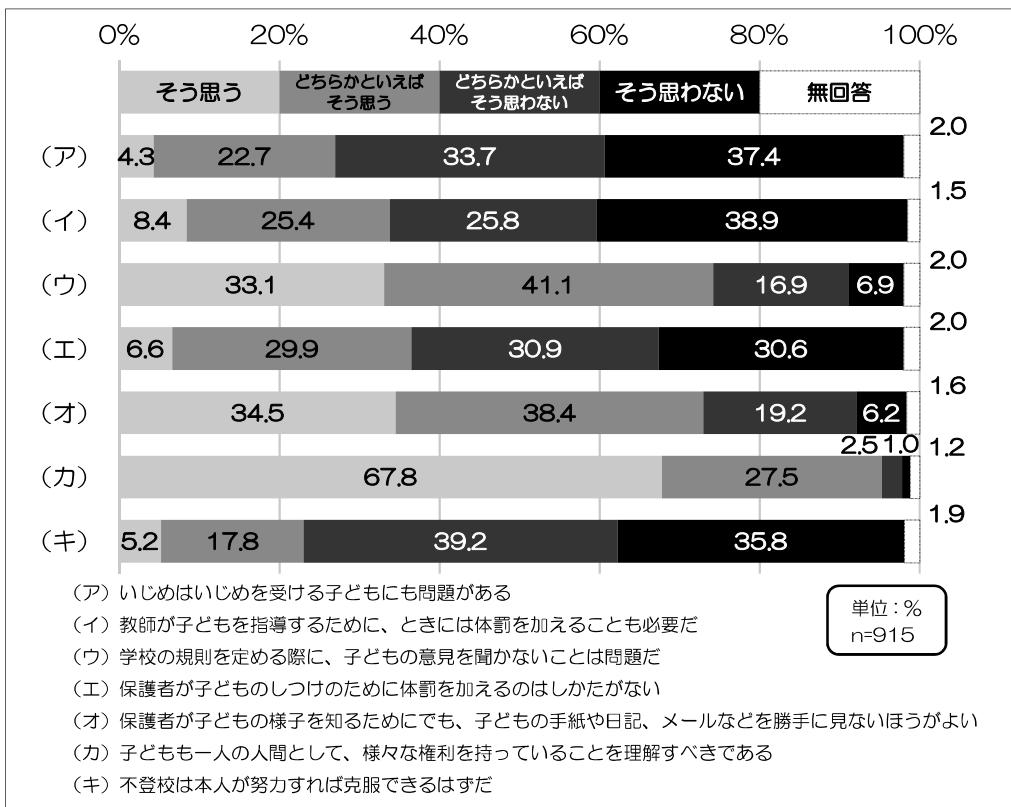
その中で「(ケ)政策決定の場や会社の重要事項の決定の場などに女性の議員や管理職が少ないと問題だ」のみ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計に10ポイント以上(12.1ポイント)の男女差が出る結果となりました。

また、前回調査との比較では、比較可能な項目(ア)(ウ)(エ)のうち、「(ア)男性は仕事、女性は家事・育児などの男女の固定的な役割分担意識を持つことは問題だ」が、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が8ポイント増加し、改善がみられました。

その他の項目については、前回調査と同水準でした。

▶ 図10（子どもの人権に関する意識）

「子どもの人権に関する（ア）～（キ）の意見について、どのように思いますか？」



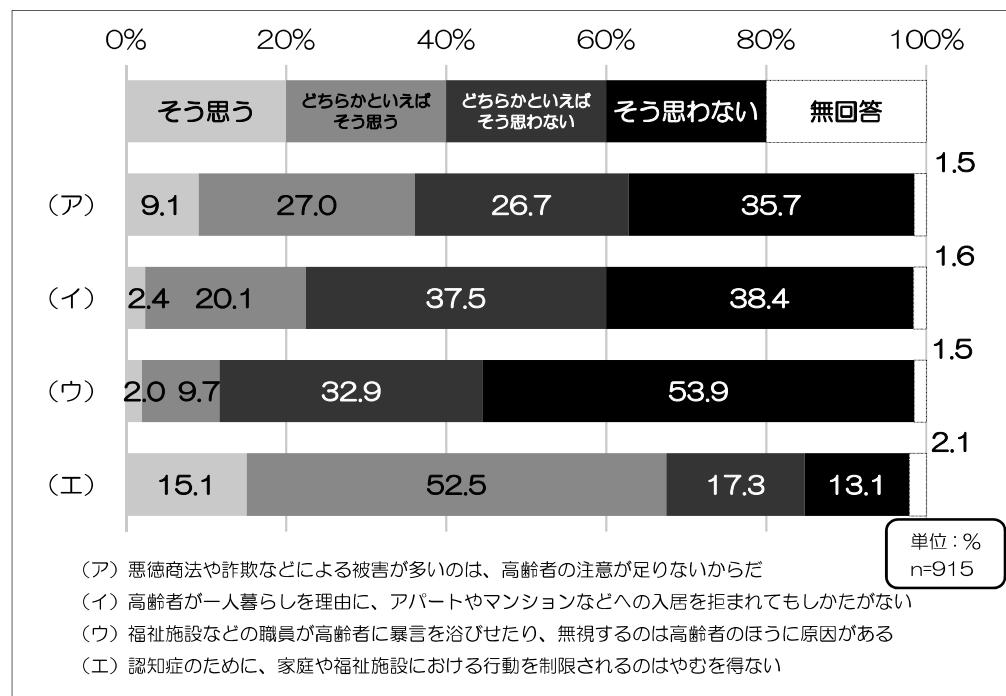
「（カ）子どもも一人の人間として、様々な権利を持っていることを理解すべきである」に 95.3% が肯定的に回答する一方、その他の設問では、「（エ）保護者が子どものしつけのために体罰を加えるのはしかたがない」という意見を肯定する回答が 36.5% あるなど、子どもの人権擁護の観点で問題があると考えられる意見を肯定する回答が 2 ~ 4 割程度みられます。

また、前回調査との比較では、比較可能な項目（カ以外）のすべてにおいて改善がみられました。

（ア）、（イ）、（エ）、（キ）については、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計がそれぞれ約 14 ポイント増加し、

（ウ）については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が 11.1 ポイント増加しています。

► 図11（高齢者の人権に関する意識）
「高齢者の人権に関する（ア）～（エ）の意見について、どのように思いますか」



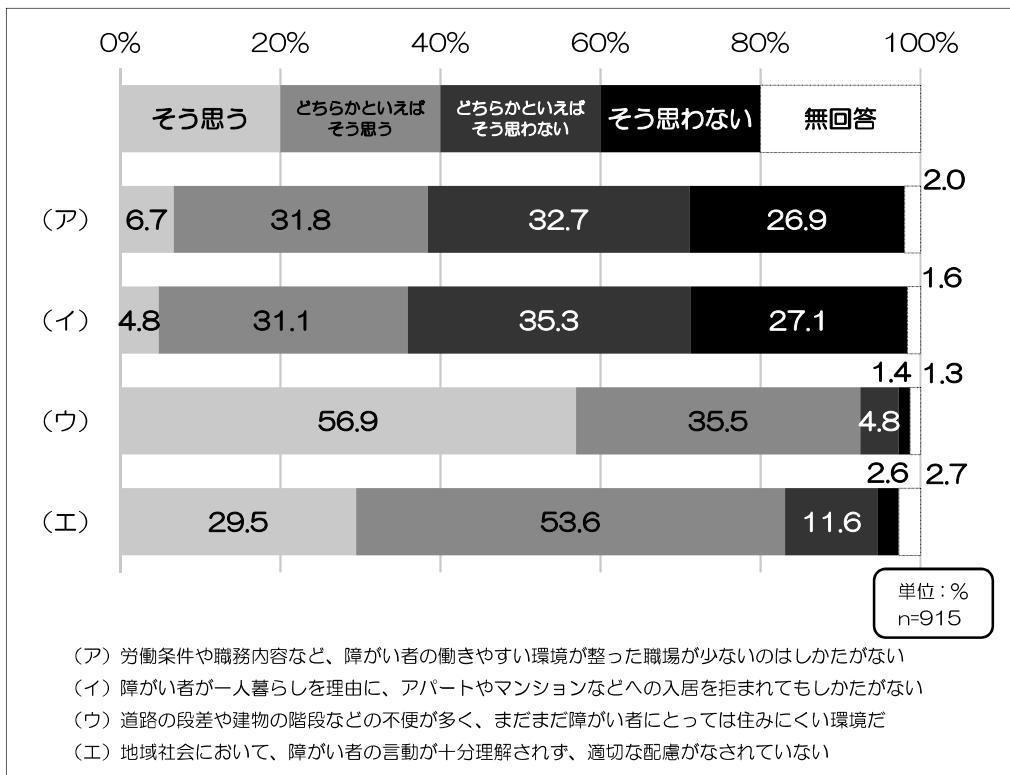
「（エ）認知症のために、家庭や福祉施設における行動を制限されることはやむを得ない」に 67.6% の肯定する回答がありました。

また、前回調査との比較では、比較可能な項目（エ以外）のうち「（ア）悪徳商法や詐欺などによる被害が多いのは、高齢者の注意が足りないからだ」において「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計が 9.1 ポイント増加し、改善がみられました。

その他の項目については、前回調査と同水準でした。

▶ 図12（障がいのある人に関する意識）

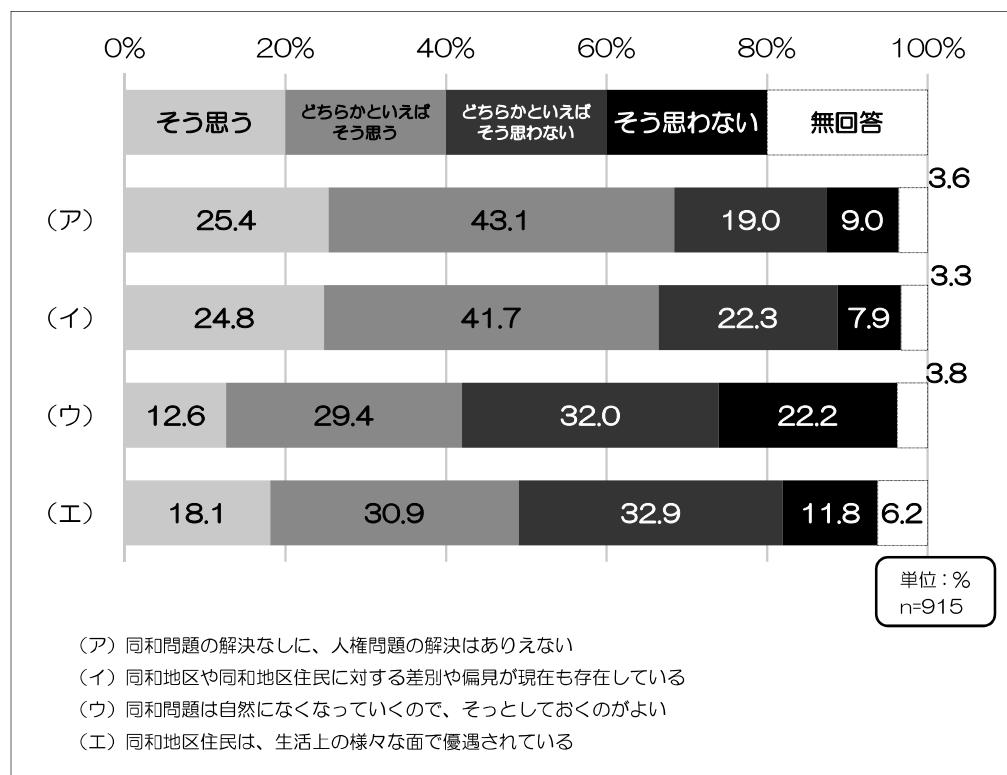
「障がい者の人権に関する（ア）～（エ）の意見について、どのように思いますか？」



（ウ）（エ）において、多くの回答者が障がいのある人に対する環境整備や配慮が不十分としている一方、個別の事例である（ア）（イ）では「しかたがない」という考え方に対して4割近くが「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。

また、前回調査との比較では、比較可能な項目（ア以外）のすべてにおいて同水準となりました。

► 図13（部落差別（同和問題）に関する意識）
 「部落差別（同和問題）に関する（ア）～（エ）の意見について、どのように思いますか？」

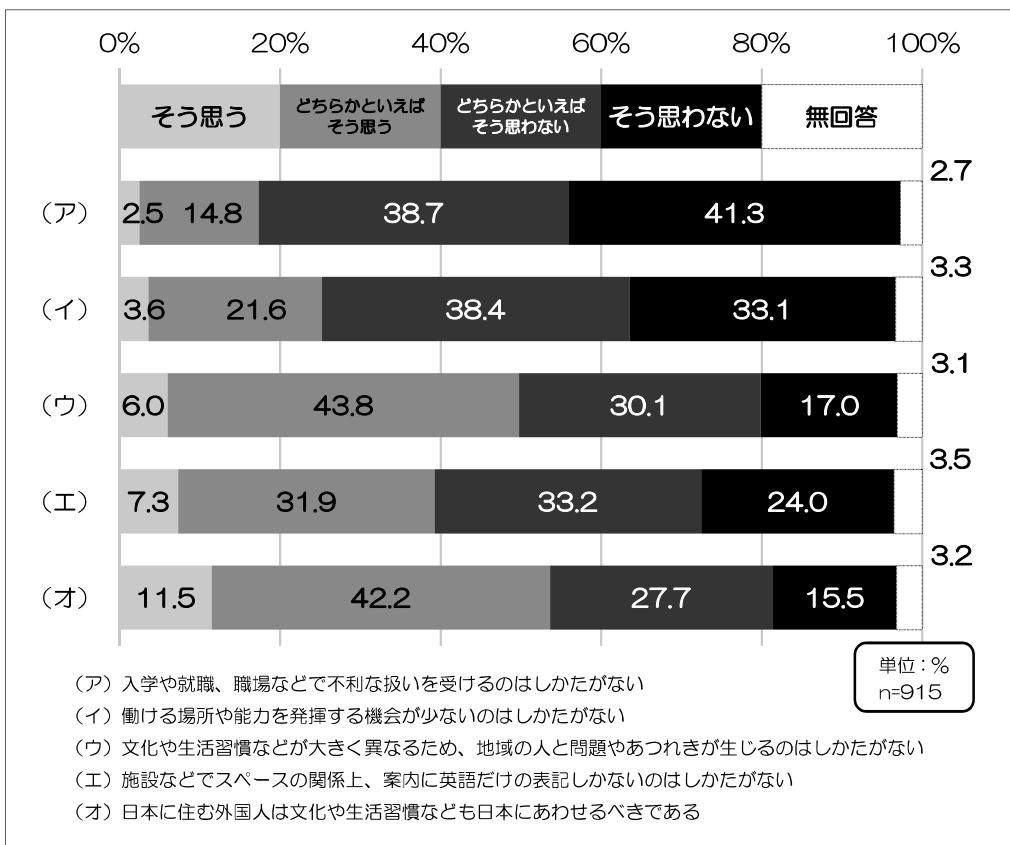


(ア)(イ)において、部落差別（同和問題）は現存すること、またその解決の必要性について、6割以上の回答者が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答している一方、「(エ)生活上の様々な面で優遇されている」では49%の回答者が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。

なお、前回調査との比較では、比較可能な項目（ウのみ）「(ウ)同和問題は自然になくなっていくので、そっとしておくのがよい」において、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計が9.2ポイント増加し、改善がみられました。

▶ 図14（外国人の人権に関する意識）

「外国人の人権に関する（ア）～（オ）の意見について、どのように思いますか」



「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が、「（オ）日本に住む外国人は文化や生活習慣なども日本に合わせるべきである」で53.7%、次いで「（ウ）文化や生活習慣などが大きく異なるため、地域の人と問題やあつれきが生じるのはしかたがない」で49.8%と、高い値になりました。

（4）前回調査との比較に関する評価

第6回（平成25年）と第7回（令和元年）の比較可能な項目において、大きな変化ではないものの、多くの項目で改善方向となったことから、前計画期間中の取組は一定の効果をあげてきたものと考えられます。

(5) 調査結果の分析

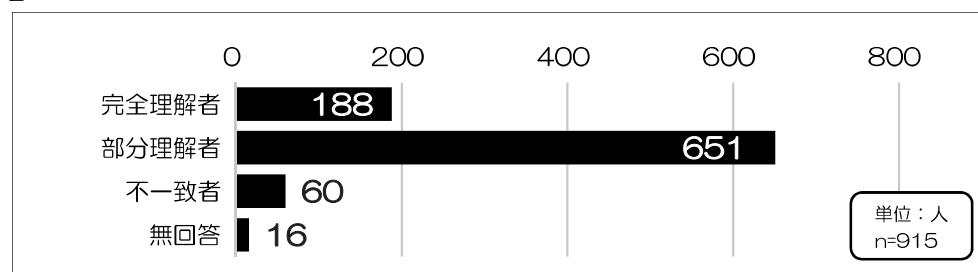
(以下、令和2年8月高槻市人権施策推進審議会で報告された「第7回高槻市人権意識調査に対する総評」より、概要を抜粋)

ア 回答者における国民の権利の理解度から見た傾向

今回の調査結果を詳しく分析するため、図6（憲法によって国民の権利と決められていると思うもの）の回答者を3つの区分に分類しました。

国民の権利である3つの選択肢のみをすべて選択した人を「完全理解者」、国民の権利のうち2つ以下しか選択しなかったり、国民の権利とそれ以外を混在して選択するなど、部分的に理解している人を「部分理解者」、国民の権利を一つも選択しなかった人を「不一致者」として集計しています。

▶ 図15（国民の権利の理解度）



「部分理解者」が651人(71.1%)で最も多く、次いで「完全理解者」が188人(20.5%)となっています。

各種人権問題に関する問題意識の回答内容（図5）と、回答者の国民の権利の理解度（図15）をクロス集計した結果、関連性があることがわかりました。

▶ 表3（図5と図15のクロス集計（一部抜粋））

(単位：%)	理解度	n値 (人)	そう思う	思いど うえち ばら そか うと	思いど わえち なばら いそか うと	いそ う思 わな	無回答
結婚する際に、相手の身元調査を行うのは問題だ	完全理解者	188	35.1	28.2	24.5	11.2	1.1
	部分理解者	651	22.1	35.6	25.3	15.2	1.7
	不一致者	60	15.0	26.7	31.7	20.0	6.7

具体的には図5で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答する割合の合計が、図15の「不一致者」「部分理解者」「完全理解者」の順に高くなっていくというもので、他の設問についてもこの関連性は概ね共通していました。

のことから、憲法における国民の権利について理解が高いほど、人権意識が高いという傾向があるといえます。

イ 回答者の年齢区分から見た傾向（※注釈）

従来、人権に関する調査では、中高年層に比べて若年層の人権意識が高い傾向がみられます。今回の調査でも概ねその傾向が見られました。その一方で、一部の項目では、10歳代と30歳代（とりわけ30歳代）で人権の視点に欠けた回答（人権の視点から見て問題がある事象や意見を肯定する回答や、その原因を自己責任とみる回答）が多くみられるという傾向が確認されました。

（ア）10歳代の回答者の傾向

図5（各種人権問題に関する問題意識）の「結婚する際に、相手の身元調査を行うのは問題だ」「地域住民が特別養護老人ホームの建設に反対するのは問題だ」において、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計が最も多くなりました。

また、図14（外国人の人権に関する意識）の「文化や生活習慣などが大きく異なるため、地域の人と問題やあつれきが生じるのはしかたがない」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が最も多くなっています。

このほか、図10（子どもの人権に関する意識）の「いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある」「不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ」において、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が上位となりました。

►表4（回答者の年代と図10のクロス集計（一部抜粋））

＜いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある＞

（単位：%）	n 値 (人)	そう 思 う	そとど ういち 思 えら ばか	なそとど ういち 思 えら わばか	なそ う 思 わ	無 回 答
10歳代	66	12.1	19.7	25.8	42.4	0.0
20歳代	90	4.4	24.4	43.3	27.8	0.0
30歳代	106	4.7	16.0	45.3	34.0	0.0
40歳代	151	4.0	19.9	31.1	44.4	0.7
50歳代	130	3.1	26.9	36.2	33.8	0.0
60歳代	155	5.2	19.4	32.9	40.0	2.6
70歳以上	284	4.6	26.1	28.9	36.3	4.2

※年齢区分ごとの回答数について

・年齢区分について回答がなかった回答者は集計外

（※注釈） 本項目における分析は、第7回人権意識調査の結果から見られた傾向を示しているものであり、特定の年代の人すべての考え方や性質を固定的に捉えようとするものではありません。

(イ) 30歳代の回答者の傾向

図5（各種人権問題に関する問題意識）の「『野宿生活者（ホームレス）になるのは、本人の責任が大きい』という考え方は問題だ」「『外国人労働者が増えると、治安や風紀が悪くなる』という考え方は問題だ」「『ニートや引きこもりの状態になることは、本人の責任が大きい』という考え方は問題だ」において、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計が最も多くなりました。

また、図8（居住地の条件）においては、すべての設問で「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」の合計が最も多くなっています。

このほか、図12（障がいのある人の人権に関する意識）においては、「労働条件や職務内容など、障がい者の働きやすい環境が整った職場が少ないのはしかたがない」「障がい者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションなどへの入居を拒まれてもしかたがない」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」合計が最も多くなり、「地域社会において、障がい者の言動が十分理解されず、適切な配慮がなされていない」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が最も少なくなりました。

▶ 表5（回答者の年代と図5のクロス集計（抜粋））

<「野宿生活者（ホームレス）になるのは、本人の責任が大きい」という考え方は問題だ>

(単位：%)	n 値 (人)	そう 思 う	えど ば ち そ う か 思 と う い	なえど い ば ち そ う か 思 と わ い	そ う 思 わ な い	無 回 答
10歳代	66	16.7	45.5	25.8	12.1	0.0
20歳代	90	10.0	41.1	41.1	7.8	0.0
30歳代	106	7.5	35.8	43.4	13.2	0.0
40歳代	151	16.6	37.1	33.8	11.9	0.7
50歳代	130	11.5	40.8	36.2	11.5	0.0
60歳代	155	14.2	40.6	26.5	14.8	3.9
70歳以上	284	20.8	40.8	22.9	10.6	4.9

ウ 分析のまとめ

憲法における国民の権利を理解することが人権意識を高めるのか、それともその逆なのかについては明らかではありませんが、人権教育・啓発のなかで憲法における国民の権利（人々が共通して保障されている権利は何なのか）について伝えていくことが重要であるということは指摘することができます。

また、30歳代の回答に見られた傾向（社会的弱者に対する自己責任論、特定地域への居住に関する忌避意識）については、日常生活の言動に表れやすいものです。30歳代は、子どもと暮らしている場合が多いと考えられる世代です。現在の30歳代が生きてきた社会背景なども踏まえながら、この世代にも届くような効果的な人権啓発の手法を考えていくことが重要です。

4 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害について（調査）

新型コロナに関する人権侵害事象について、身近な地域における具体的事例の把握調査を行いました。

（以下、令和3年2月に本市がとりまとめた報告書「新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害について」より概要を抜粋）

（1）調査概要

調査対象	高槻市庁内関係課：14課 大阪府内自治体：42自治体（本市を除く） その他：8団体（人権相談機関、医療・福祉関係団体等）
調査方法	メールによる照会
調査期間	令和2年9月25日～10月16日

（2）調査内容

新型コロナに関する差別や誹謗中傷などの相談の有無、相談内容

（3）主な調査結果

ア 相談件数 140件 （※注釈）

イ 主な内容

- ・在宅時間の増加に伴う児童虐待（50件）
- ・在宅時間の増加に伴うDV（7件）
- ・学校でのいじめ（3件）
- ・感染者や濃厚接触者に対する人権侵害（9件）
- ・医療従事者やその家族に対する人権侵害（8件）
- ・県境を越える移動（帰省等）をした人に対する人権侵害（7件）
- ・外国人に対する人権侵害（4件）
- ・クラスターが発生した施設等への人権侵害（3件）
- ・店員や運送業者など社会生活の維持に必要な従事者への人権侵害（1件）
- ・その他（約50件）

（※注釈） 今回の調査で回答があった件数の合計であり、調査対象における相談件数の総数（実数）ではありません。

(4) 主な具体的取組

ア 本市の取り組み

- ・市長メッセージなど、市ホームページやTwitter等で繰り返し呼びかけ
- ・人権相談、女性相談及びDV相談等の周知
- ・関係機関と協力した新型コロナ差別防止啓発チラシの作成
- ・教育委員会における動画の作成、周知
- ・小・中学校教職員を対象に、新型コロナに関わる人権尊重の視点に立った授業づくりの研修

イ 他自治体や関係機関の取り組み

- ・首長や団体代表者によるメッセージなど、ホームページ等での呼びかけ
- ・新型コロナ差別防止の宣言や条例の制定
- ・人権啓発冊子への新型コロナ差別に関する記載の追加
- ・新型コロナ差別等について考える教材の作成
(対象：小学校低学年・高学年、中学生向け)
- ・新型コロナ差別に関するホットラインの開設、無料法律相談の実施 など

(5) まとめ

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会において設置された「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」がとりまとめた提言においては、関係団体や関係機関からのヒアリング等により、様々な場所で様々な態様による差別的な言動が発生したことが明らかになったとしたうえで、感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた注意喚起・啓発・教育の強化の重要性を挙げています。

本市においても、市内で発生している事象に対して、相談機関に21件の相談が寄せられました(調査実施時点までの件数)。

このような状況から、第2次計画の策定にあたっては、新型コロナに限らず、同様の突発的な事象が起きたときにおいても、差別や偏見を抑止するために、正しい情報の普及、周知・啓発の取組の必要性を明記したうえで、具体的な取組を検討し、推進していく必要があります。

5 各分野の課題整理

人権の問題は、「人が生まれながらに持つ権利の問題」です。

「人権問題といえば差別の問題」と狭く捉えられがちですが、以下にまとめた各分野の課題は、いずれも社会生活を営む中で、すべての人に関わる問題です。

人権尊重の社会を実現し、これを維持していくためには一人ひとりがこれらの課題について自分のこととして捉え、行動する不断の取組が必要です。

(1) 女性の人権について

- 日本国憲法は、第13条で個人の尊重、第14条で法の下の平等、そして第24条で家族関係での男女平等を定めており、男女共同参画基本法をはじめとする各種の法律や制度の整備により制度上の男女平等は整えられています。
- しかし、社会情勢や人権意識調査結果（図9）などからは、男女の地位の不平等感や多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがわかります。
- また、女性に対する暴力は明らかな人権侵害ですが、新型コロナの影響によりDVの増加傾向が見られるなど、依然として大きな課題です。
- SDGsにおけるジェンダー平等は、目標の一つとされただけでなく、すべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示されています。経済・社会・環境分野など幅広い分野にジェンダー平等を確保するため、SDGsの視点を踏まえ、男女共同参画を推進していく必要があります。

(2) 子どもの人権について

- 「子どもの権利条約」を批准した平成6（1994）年以降、我が国において各種法整備が進み、近年では「児童福祉法（平成28年改正）」に児童が権利の主体であることが、また、「児童虐待防止法（令和2年改正）」にしつけに際しての体罰を禁止することがそれぞれ明記されるなど、子どもの人権の保障に必要な体制が整いつつあります。
- しかし、人権意識調査の結果（図10）からは、総論では子どもを権利の行使主体と認識している一方、各論ではその考え方が十分に浸透していないことが伺えます。
- 子どもの人権に関する問題については、児童虐待やいじめの増加といった課題に加え、近年はインターネット利用の低年齢化に伴う児童ポルノ、児童買春、いわゆるリベンジポルノ被害、さらには薬物乱用への誘因等の犯罪被害など、多くの課題が存在しています。
- 子どもを人権侵害から守るために、地域の子どもは地域が見守り育てる意識を共有するとともに、大人が子どもを一人の人間として尊重し接することができるよう、また、子どもが権利の主体者であることを子ども自身が正しく認識し、社会に参画できる力をつけられるように、人権啓発や人権教育に取り組むことが必要です。

(3) 高齢者の人権について

- 高齢化が一層進展する中、健康寿命の延伸に向けた取組の成果などにより、「高齢者」とされる年齢であっても、心身ともに健康で、現役時代の延長線上または違った分野で活躍する人が多くなってきています。
- 一方で、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加や認知症高齢者の増加傾向も顕著で、在宅療養の推進や新型コロナの流行など、近年の高齢者を取り巻く社会状況の変化は著しいものがあります。
- 高齢者が豊かな経験を生かしながら社会的役割を持ち、いきいきと生活できる環境の整備が求められるとともに、虐待等の高齢者の尊厳を損なう行為や詐欺等の犯罪被害の予防や対策といった人権擁護の取組、社会全体で感染症から高齢者を守る取組など、すべての高齢者的人権を尊重する視点での施策の推進が重要です。

(4) 障がいのある人の人権について

- SDGsの17の目標の複数項目に障がい者についての直接的な文言が盛り込まれ、国内では人権分野において「障害者差別解消法」が制定されたほか、生活環境、相談支援、就労等、様々な分野において取組が進められています。
- 一方で、第2次障がい者基本計画（令和3年3月策定）のアンケート結果における人権に関する調査では、障がい当事者であってもその周知が十分に進んでおらず、また、市民に障がい者理解が深まつたと思えないと感じている人が半数を超える結果となりました。また、これを裏付けるように、人権意識調査（図12）では、一般的な市民意識として実際に理解が不十分であることが表れています。
- 障がいのある人への差別、活動の制限、社会参加を制約する障壁を無くしていくため、障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らせる共生の社会の実現に向けて取り組む必要があります。

(5) 部落差別（同和問題）について

- 同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれるなどを理由として結婚を忌避されたり、日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題のひとつです。
- 部落差別が許されないものであることが法律上明記された「部落差別解消推進法」が平成28年に施行されました。この法の認知者の割合は3割程度（法務省人権擁護局調査報告書（令和2年6月））であり、法に基づく取組の具体化が求められています。
- 現在、部落差別（同和問題）の解決を阻む要因の一つとして、インターネットでの部落差別情報の拡散が挙げられます。特に、特定の地域を同和地区であるとして撮影した動画を公開する行為が全国的な問題となっており、本市でも動画サイトやSNSで同様の事案が発生しています。
- 人権意識調査（図13）では、部落差別（同和問題）の現存と解決の必要性への理解はあっても、解決に向けた取組の方向性については市民の理解にはらつきがあるという結果になりました。課題の解決に向けては、広く人権を大切にする人権教育・啓発に取り組み、人の差別意識そのものを無くしていくことが求められています。

(6) 外国人市民の人権について

- 本市には、令和元年3月末現在、3,402人の外国人市民が暮らしています（高槻市統計書）。国籍別比率は、従来から韓国・朝鮮、中国の人が大半を占めています。また近年は、平成20年以降に進んだ東南アジア諸国と我が国との経済連携協定に伴う医療・介護分野の外国人労働者の増加などを背景に、ベトナムやフィリピン等が出身の市民が増加傾向にあります。
- 人権意識調査の結果では、外国人市民当事者から、「差別的な態度をとられたり、言葉を浴びせられたりする」「アパートやマンションなどを借りるのが難しい、借りることを断られる」「就職、仕事の内容や賃金、労働条件などで不平等な扱いを受ける」といった内容に回答が多く集まりました。一方、調査対象全体に聞いた調査項目（図14）からは、外国人市民が日本で生活するうえで日本の環境に合わせるべきという考えが多いことが伺えます。
- 外国人市民の人権に関しては、特定の民族を名指して誹謗中傷するヘイトスピーチや、住まいの確保・日常生活のサービスの利用の拒否など、様々な場面で課題があります。ともに地域で生活し、働く仲間として外国人市民がそれぞれ持つ文化や生活が尊重され、差別や偏見を無くしていくために、相互理解を深め、多文化共生の地域づくりを進めていくことが求められます。

(7) その他の人権課題について

- ・アイヌの人々
- ・HIV感染者等（HIV・ハンセン病・肝炎・新型コロナウイルス感染症）
- ・刑を終えて出所した人
- ・犯罪被害者等
- ・インターネットによる人権侵害
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- ・ホームレス
- ・性的指向・性自認（性的マイノリティ）
- ・人身取引（性的サービスや労働の強要等）
- ・東日本大震災に起因する人権問題
- ・ビジネスと人権（ハラスメントなど）

6 人権施策の必要性

21世紀は「人権の世紀」と言われ、人権尊重は世界共通の認識となっていますが、本章でまとめてきたように、現在もなお人権に関する様々な問題が存在し、また、社会情勢の変化による新たな課題も生み出し、関連しながら、一層複雑化・多様化しています。

国連の「持続可能な開発目標＝S D G s」には、貧困、保健、教育、ジェンダー、経済成長と雇用など、人権と関わりのある目標が多く含まれています。

人権尊重の取組が、現在だけでなく将来の世代も安心して豊かに暮らしていくために必要なものであるという、大変重要な使命も帯びているということを踏まえ、市民一人ひとりが人権意識や人権感覚を一層向上し、主体的に取り組んでいくことが求められています。

「高槻市人権尊重の社会づくり条例」では、すべての人の人権が尊重される社会の実現に資するため、行政の役割として、人権尊重の視点を施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重して人権尊重の理念の普及を図るなど、人権に関する施策の推進に努めなければならないと規定しています。

また、市民の役割として、あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めることを求めています。

市と市民の協働により、これらの人権課題を解消し、互いの人権を認め合い、あらゆる差別を許さない地域社会の実現に向け、行政は、これからも引き続き、市民一人ひとりの人権意識の向上を図り、人権課題への理解を深めることに留意しつつ、人権教育・啓発及び人権擁護・保護などの人権施策をより一層推進します。

本章でまとめた課題を踏まえ、以下の2つの項目を本計画期間中の各施策における共通視点として第3章に位置付けます。

また、本章でまとめた諸課題については、各施策に資する諸事業において、その解消を図るものとします。

- 「人権についての正しい理解」に向け、人権教育・啓発を行う
- すべての人が「自分のこととして」人権尊重の取組をとらえ、行動できる

第3章 計画の方向性

I 基本理念

**一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、
生き生きと暮らせる社会の実現**

- この基本理念は、平成16年に「高槻市人権施策推進基本方針」で定められたものです。少子高齢化の進行や情報化社会の進展などに伴い、人権意識が変化している今日の社会情勢において、基本的人権の尊重を施策の基本に据え、個人の選択に応じた様々な価値観を尊重し、市民一人ひとりのそれぞれの個性と能力が輝き、自己実現と社会的責任を果たすことが可能な社会を創造していくことを期待して定められました。
- この「高槻市人権施策推進基本方針」のもと、本計画の前身である「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画（人権施策推進プラン）」及び「高槻市人権施策推進計画」（前計画）を継承し、引き続き、基本理念として位置付けます。
- 併せて、外国人市民が地域の一員として暮らしやすいまちづくりを目指す「高槻市多文化共生施策推進基本指針」の基本理念である「様々な文化、習慣、価値観を認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現を目指す」ことについても念頭に置き施策を推進することとします。

2 基本方向（るべき地域社会）

基本理念の実現に向けて、人権施策が目指す基本的な方向性となる、るべき地域社会の目標は、前計画から引き続き、次のとおりとします。

(1) 差別と偏見がなく、すべての市民が互いを尊重する地域社会

すべての市民が生きがいを持ち、自分らしく生き生きと安心して自立した生活を送り、多様な生き方を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会が形成される、差別・偏見等のない住みよい地域社会づくりを目指します。

(2) 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる活気ある地域社会

「いのち」の尊さが大切にされ、人間としての尊厳や個性が尊重され、多様性と独創性を発揮できる、活気ある地域社会づくりを目指します。

(3) 市民の誰もが社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会

性別や年齢、障がい、社会的身分、門地、民族、国籍等に関わりなく、誰もが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会づくりを目指します。

(4) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会

「共生」をキーワードとして、国籍や民族、文化や歴史、生活習慣の違いなど多様な価値観を認め合い、ふれあう中でお互いが理解し合い、共に暮らし、共に地域を支え合う豊かで活力ある地域社会づくりを目指します。

(5) 市民、企業、行政等が共に取り組む人権尊重の地域社会

地域社会で生活する市民の人権に関する問題に社会全体として取り組み、市民はもとより、地域、学校、企業などとの連携・協働を通じて、人権尊重の地域社会づくりを目指します。

3 各人権分野の取組方針

基本理念、基本方向（あるべき地域社会）を踏まえ、各人権分野については、以下の方針で取り組むものとします。

人権尊重の視点は、市全体の取組において必要なものであるため、それぞれの分野の主軸となる関連計画等とも連携を図りながら、効果的な施策の推進を図るものとします。

ア 女性の人権

- 「高槻市男女共同参画計画」に基づき、「男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現」を基本理念として、「男女共同参画を推進する社会システムの実現」「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」「男女の人権を尊重・擁護する社会の実現」を基本目標に、様々な取組を行っています。
- 固定的な性別役割分担意識、DV、意思決定過程への女性の参画などの課題を解消するため、本計画における方向性を踏まえるとともに、令和4年度に策定予定の次期男女共同参画計画とも連携を図り施策を推進します。

イ 子どもの人権

- 令和3年3月に「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」、「第4次高槻市青少年育成計画」及び「第2期高槻市教育振興基本計画」を策定しています。これら計画と連携し、子どもの人権の視点から様々な施策を推進します。
- 具体的には、家庭、地域、学校、職場などと連携して、子どもの人権擁護の取組、子ども自身の人権意識の涵養、子どもや保護者を取り巻く大人の人権意識の啓発などに取り組みます。

ウ 高齢者の人権

- 令和3年3月に「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び「高槻市高齢者福祉・介護保険事業計画」を策定しています。「高槻市に住む、すべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」を福祉分野の共通の基本理念とし、高齢者一人ひとりの多様な状況に応じ、個性を尊重し、高齢者が主体的に、必要な時必要なところで必要な情報や支援を利用できるよう、権利擁護をはじめとした様々な施策について、取組を推進します。
- 具体的には、安心できる暮らしの支援、認知症対策の推進、権利擁護の推進、高齢者の生活を支える人の支援などに取り組みます。

エ 障がいのある人の人権

- 令和3年3月に「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び「第2次高槻市障がい者基本計画」を策定しています。「高槻市に住む、すべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」を福祉分野の共通の基本理念とし、個人としての尊厳の尊重、地域における生活支援の充実、自立と社会参加の促進、人にやさしいまちづくりの推進を基本的な方向性として取り組みます。
- 具体的には、相談支援の充実や権利擁護・啓発の推進、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、その他障がい福祉全般の取組について、人権の尊重の理念にのっとり施策を推進します。

オ 部落差別（同和問題）

- 部落差別解消推進法の周知・啓発や、国の取組との連携などを通じて部落差別（同和問題）の解消を一層図るとともに、本計画の施策展開の中で、学校教育・社会教育を通じて差別意識を無くし、広く人権を大切にする教育・啓発活動を積極的かつ継続的に行っていきます。
- 具体的な差別事象に対して適切に対応するとともに、地域住民の自立と自己実現を支援し、交流の促進を図るため、学習機会の拡充や相談支援の充実などに努めます。
- 情報化の進展に伴う新たな課題であるインターネット上の差別事象の問題には、法の整備等、この問題に対処できる仕組みづくりを国に求めるとともに、自治体間で連携した対応（削除要請等）に努めます。

カ 外国人の人権

- 本計画の施策展開の中で、「さまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力のある多文化共生の地域社会の実現」を基本理念とする「高槻市多文化共生施策推進基本指針」に基づき、多文化共生の視点での取組を推進します。
- 具体的には、人権尊重、情報の多言語化、暮らしの支援、多文化共生の地域づくりなど、外国人市民が地域の一員として暮らしやすいまちづくりに向けて取り組みます。

キ その他の様々な人権課題

- 前述以外にも、人権課題は様々に存在し、社会情勢の変化による新たな課題も生み出し、関連しながら、一層複雑化・多様化しています
- 本計画の推進あたり、最新の社会情勢への対応は当然として、行政各分野における日々の取組の中に新たな人権課題が無いか注視するなど、現状を的確に把握し、柔軟に取り込みながら人権課題に対応していきます。

4 施策の柱と具体的施策

本計画の基本理念や基本方向、各人権分野の取組方針を踏まえ、効果的に計画を推進するため、以下の施策の柱のもと具体的施策を展開して取り組んでいくこととします。

また、第2章で設定した共通視点「人権についての正しい理解」「すべての人が自分のこととして」や諸課題、特に新型コロナウイルスの影響などの社会情勢の変化にも柔軟に対応し、人権課題の解消に向けて、より効果的な取組の推進を図ることとします。

施策の柱Ⅰ 人権教育・啓発の推進

- 『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義しています。
- そして、国の『人権教育・啓発に関する基本計画』（平成14年3月15日閣議決定（策定））の中では、様々な人権問題が生じている背景として、「より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度がいまだ国民の中に十分に定着していないことが挙げられる」と指摘されています。
- このため、市民がより一層人権問題への正しい理解と認識を深め、自らの問題として主体的に行動する力を身に付けられるよう、学校や家庭、地域での人権教育・啓発活動を推進します。
- インターネットの活用など、誰でも、いつでも、どこでも学べるような啓発手段を取り入れながら、適時・適切な施策の推進に努めます。

<具体的施策>

- ① 学校教育における人権教育推進

人権に関する知的的理解と人権感覚の涵養を基盤として、自他の人権を守ろうとする意識、態度、実践的な行動力を育てるための人権教育を推進します。
- ② 社会教育における人権学習推進

市民が人権を学び、理解する機会を提供します。
- ③ 市民・企業等への啓発推進

市民・企業等が人権尊重の理念に基づき主体的に行動することができるよう、様々な機会を通じた人権啓発を推進します。
- ④ 各種団体等の啓発活動への支援推進

各種団体等の自主的な啓発活動が活発となるよう、支援を推進します。

施策の柱2 人権擁護・保護機能の充実

- 人権侵害を受けた人や受けるおそれのある人に対して、多様化・複雑化する相談内容に適切に対応するため、人権に関する情報の共有や関係機関等との連携強化により、相談・支援体制のネットワーク化やコーディネート化を推進するなど、当事者の立場に立った人権擁護・保護機能の充実に努めます。
- 相談窓口を知らない人に一層の周知を図るとともに、相談をためらうような人なども利用しやすい手法として、インターネットを活用した相談など利便性の高い方法の検討を進め、また、相談にあたる市職員等へ効果的な人権研修に努めるなど、相談・支援体制の充実を図ります。

<具体的施策>

- ① 相談・支援体制の充実
各種の相談を通じて、様々な支援が必要な人を具体的な支援策につなげられるよう、体制の充実を図ります。
- ② 人権相談体制推進
人権擁護・保護が有機的に機能するよう、行政における人権相談の横断的な体制の充実を推進します。
- ③ 専門機関との協力体制推進
人権擁護・保護の実効性を高め問題解決を図るために、専門機関との協力体制の充実を推進します。
- ④ 人権に配慮した職務の遂行に係る人権研修推進
人権侵害に関わる相談・支援や人権教育・啓発などをはじめとする人権施策を適切に遂行するとともに、日々のあらゆる業務に人権尊重の視点が生かされるよう、人権研修を推進します。

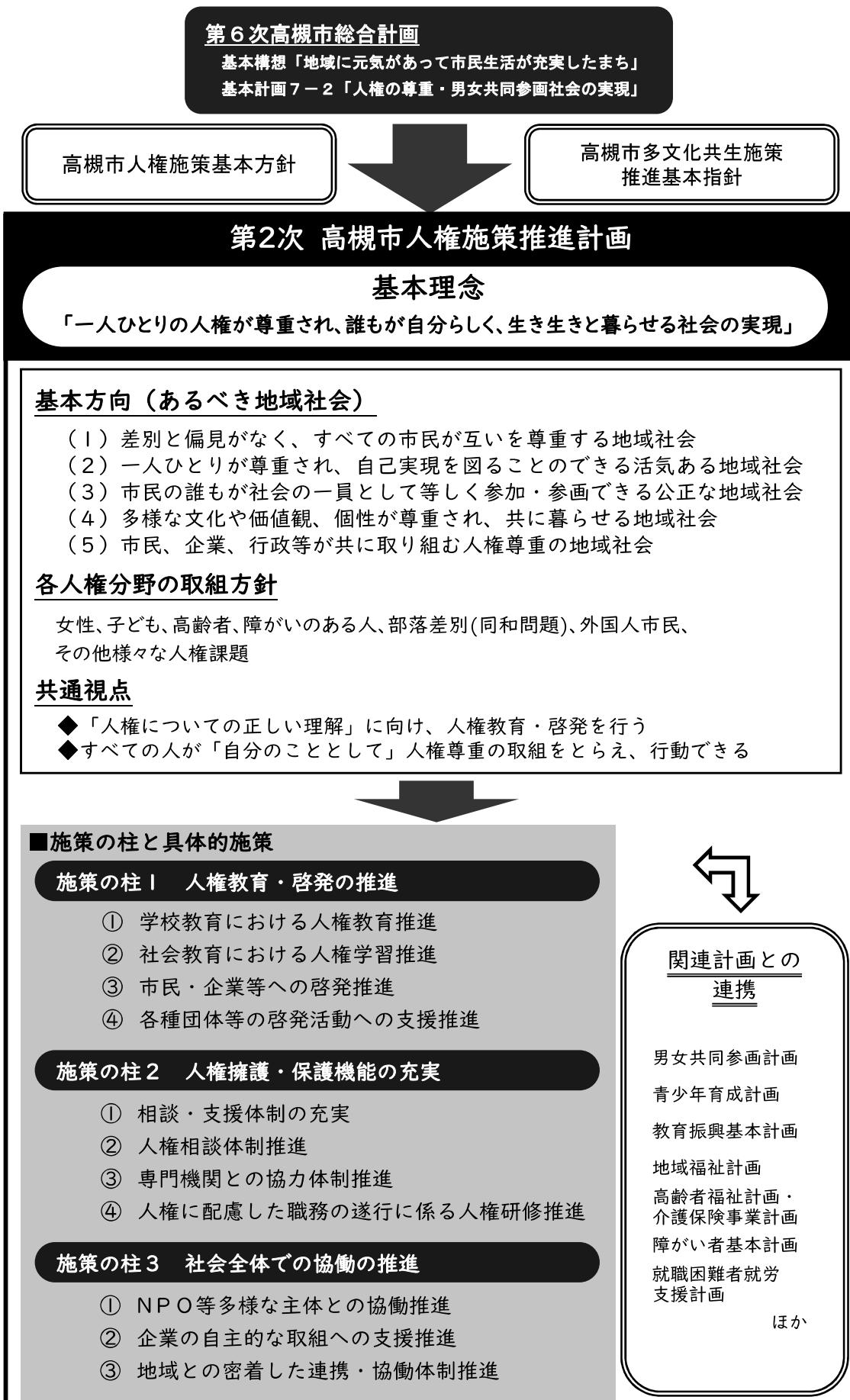
施策の柱3 社会全体での協働の推進

- 一人ひとりの人権が尊重され、差別と偏見がなく、すべての市民が互いを尊重する社会を実現するためには、地域、家庭、学校、職場など社会全体で人権問題に取り組むことが重要です。このため、民間と行政との適切な役割分担のもと、コミュニティ組織や関係団体等との協働により、人権施策の推進に努めます。

<具体的施策>

- ① NPO等多様な主体との協働推進
人権課題の解決に資する取組を行っている各種団体と協働することで、人権施策の効果的な推進を図ります。
- ② 企業の自主的な取組への支援推進
市内企業で構成する団体や、個々の企業が実施する人権に関する自主的な取組への支援を行い、社会全体に人権尊重の取組の一層の浸透を図ります。
- ③ 地域との密着した連携・協働体制推進
地域主体の活動と連携することにより、市民一人ひとりへの人権尊重の取組みの一層の浸透を図ります。

■ 施策体系図



第4章 計画の推進

I 進捗管理

第3章でまとめた本計画の方向性を実効性のあるものとし、また、計画期間中の社会情勢の変化による新たな人権課題にも対応していくために、人権に関する施策の具体的な取組状況の進捗を把握することが必要です。

そこで、本計画では、各施策の具体的取組（事業）を所管する所属において、毎年度、取組状況の成果・課題の整理等を行うとともに、各行政計画とも整合を図りながら、取組内容の確認や次年度以降の方向性の調整を行います。その結果を人権に関する府内の組織である人権擁護推進本部や人権啓発幹事会などに報告し、共有を図ることで、適切な進行管理に努めます。

2 推進体制

(1) 市民・企業等との協働

『高槻市人権施策基本方針』に示された「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現」を図るために、市民一人ひとりが人権意識を高め、様々な人権問題を自分自身の問題と捉え、行動することが大切です。

このため、市民等と行政との適切な役割分担を前提に、市民等が主体的に行う啓発活動に協力・支援します。併せて、社会的責任として人権を尊重した活動が求められる企業とも連携し、人権課題解消に向けた取組の推進を図ります。

(2) 関係機関等との連携

市民の人権を擁護・保護するため、人権に関する機関・団体との情報交換や連携を強化します。また、国・府及び近隣自治体との有機的な連携に努めます。

(3) 庁内の推進体制

基本的人権の尊重を施策の基本に据え、多様化・複雑化する人権課題に対し総合的・横断的に対応するため、第6次総合計画はもとより、本市における女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権に関する他の計画等との連携を図ることに留意し、効果的・効率的に人権施策を推進します。

また、今日的な人権課題に対応し得るよう、施策の所管課間において、人権に関する情報の共有に努めるとともに、市職員等に対し、人権の視点をもって業務を執行し、適切な対応ができるよう、人権感覚を高めるための人権研修の充実を図ります。

人権施策にかかる具体的諸事業（一覧）

施策の柱① 人権教育・啓発の推進

具体的施策 ① 学校教育における人権教育推進

人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、自他の人権を守ろうとする意識、態度、実践的な行動力を育てるための人権教育を推進します。

事業名	事業の内容等	所管課等
学校人権教育推進事業	多様化する人権課題と、それらを取り巻く環境の変化を踏まえ、時代に即した効果的な人権教育を推進していくために、人権諸課題に関連する研究及び研修を支援し、教職員の人権意識の向上を図る。	教育指導課
特別支援教育運営管理事業	小・中学校の支援学級、通級指導教室に在籍する児童生徒の教育の充実を一層図るとともに、通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒の支援を行う。	教育指導課
在日外国人教育事業	在日外国人児童生徒と日本人児童生徒が互いに共生の意識を高めることを通して、国際感覚を身につけ、国際理解を深める。 日本語指導を必要とする児童生徒に対して日本語の習得、基礎学力の定着等、学校生活へのスマートな適応を図る。	教育指導課
生徒指導推進事業	いじめや不登校などの生徒指導上の課題に対して、児童生徒の心の安定を図るとともに、いじめや不登校の早期発見・早期解決を図る。	教育指導課
教職員研修事業	教職員の資質・能力を高め、学校園の教育力向上を推進し、子ども、保護者、地域からの信頼にこたえるため、系統的に研修を実施する。	教育センター

施策の柱1 人権教育・啓発の推進**具体的施策 ② 社会教育における人権学習推進**

市民が人権を学び、理解する機会を提供します。

事業名	事業の内容等	所管課等
人権教育講座(人権ばらえていセミナー)	様々な人権課題の理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、人権教育を推進する。	地域教育青少年課
ほな行こか、町のちっちゃな映画館	保護者・市民による自主運営を目指し、日常生活の中で人権の大切さを理解し、人権意識を高めていく。	地域教育青少年課
人権教育リーフレットの発行	様々な人権課題を保護者・市民が学習する資料として発行・配布する。	地域教育青少年課
人権教育教材・視聴覚機材の貸出し	市民が手軽に利用できる教材を提供し人権問題について関心を高める。	地域教育青少年課
PTA人権問題学習会	人権を大切にした子育てと保護者の人権問題への関心と理解を深める。	地域教育青少年課
市民主導の人権教育事業の実施	様々な人権課題の理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、(一社)高槻市人権まちづくり協会に人権教育事業を委託して、市民主導の事業展開を行う。	地域教育青少年課
日本語識字学級の実施	多文化共生社会を目指し、在日外国人を対象に日本語の識字学級を開講し、日本語の習得を図る。日本語の読み書きに不自由しているすべての市民に、社会的・文化的な生活を営むために必要な基礎知識を身につけてもらうために識字・日本語読み書き教室を開講する。	地域教育青少年課
多文化理解子ども交流事業	在日外国人の小・中学生を対象に、教科の補習やレクリエーション活動を通して、学力の充実を図るとともに、文化や生活習慣の違いを理解することにより相互の理解を図る。	地域教育青少年課

事業名	事業の内容等	所管課等
青少年指導者に対する人権研修の実施	青少年指導者に対し、人権研修を実施することにより、人権意識の高揚を図る。	地域教育青少年課
地域社会における青少年の育成	人権をベースとした各種講座・教室を開催することにより、青少年の健全育成に努める。	地域教育青少年課
生涯スポーツの推進	誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの条件に応じて、スポーツに親しみ、人とのコミュニケーションを図り、つながりができるようスポーツ振興を推進する。	文化スポーツ振興課
障がい者スポーツの推進	障がい者スポーツ振興懇話会を中心にスポーツ・レクリエーションを通じて障がい者スポーツの振興を図る。	文化スポーツ振興課
公民館人権講座・教室の実施	生涯学習の中に入権学習を位置付け、様々な人権課題に関する講座やパネル展を開催し、人権意識の高揚を図る。 効果的な人権啓発のため、地域組織との共催を積極的に行い、差別や偏見を無くす自主的な活動のネットワークづくりを図る。	城内公民館
図書館で行う人権啓発	人権問題について知識を深めることができるよう資料・情報を提供する。	図書館
障がい者に配慮した図書館の取り組み	障がいのある人への読書の機会を保障し、情報を得ることができるようにする。	図書館

施策の柱① 人権教育・啓発の推進**具体的施策 ③ 市民・企業等への啓発推進**

市民・企業等が人権尊重の理念に基づき主体的に行動することができるよう、様々な機会を通じた人権啓発を推進します。

事業名	事業の内容等	所管課等
市民主導の人権啓発事業の実施	市民の自主的な活動のもとに様々な人権啓発活動を行っている(一社)高槻市人権まちづくり協会と協働で人権啓発に取り組むことで、人権意識の普及・高揚を効果的に推進する。	人権・男女 共同参画課
人権啓発イベントの実施(講演会等)	市民が気軽に参加できる啓発イベント(平和展や人権を考える市民のつどい等)を市民や団体等の参画のもと実施し、人権尊重や平和に関する市民意識の高揚を図る。	人権・男女 共同参画課
人権啓発講座の実施(連続講座等)	市民が様々な課題への理解を深められるよう、時流に即したテーマを含めた系統的な内容の講座を開催し、学習の場を提供する。	人権・男女 共同参画課
男女共同参画に関する講座等の実施	男女共同参画社会の形成を促進するための講座や地域講演会等、各種の啓発事業を実施する。	人権・男女 共同参画課
ふれあい交流講座の実施(ふれあい文化センター)	人権市民団体や関係機関との共催等による講座、講習、イベントなどを開催することにより、市民の人権意識の高揚とふれあい・交流の促進を図る。	人権・男女 共同参画課 (ふれあい 文化センター)
人権啓発資料の展示・貸出	人権尊重や平和の尊さを啓発する各種資料を展示または貸出しすることで、幅広い層に対して意識啓発を図る。	人権・男女 共同参画課
人権啓発資料の展示・貸出(ふれあい文化センター)	施設での常設パネルの展示や、図書やビデオなどの学習資料の提供により、来所者に対する人権啓発を促進する。	人権・男女 共同参画課 (ふれあい 文化センター)
広報媒体を活用した人権啓発	広報誌や市WEBサイトをはじめ、市民に広く伝わりやすい広報媒体を活用した人権啓発を行うことで、効果的な市民の意識高揚を図る。	人権・男女 共同参画課

事業名	事業の内容等	所管課等
男女共同参画に関する情報提供・啓発	情報誌の発行による情報提供や広報媒体を活用した啓発によって、男女共同参画社会の形成を促進する。	人権・男女 共同参画課
地域情報誌による情報提供(ふれあい文化センター)	定期的に地域情報誌を発行し、人権の推進や福祉の向上に関する周辺施設の事業や地域の取組等の情報提供を行う。	人権・男女 共同参画課 (ふれあい 文化センター)
外国人市民のための生活情報提供	外国人市民が本市において市民生活を円滑に送ることができるように、日常生活関連情報の提供や発信を行う。	人権・男女 共同参画課ほか
「福祉展」の実施	障がいのある人が住みなれた地域で生きていくだけでなく、国際障害者年の掲げる「完全参加と平等」の実現に向け、障がい者週間の事業の一環として、障がいのある人の抱える諸問題を広く市民に啓発し、理解を深めることで、共に安心して生活ができるまちづくりの推進を図る。	障がい福祉課
「障がい者(児)福祉のあらまし」の発行	障がい者施策を紹介し、障がい児者福祉制度の理解と利用の促進を図ることで、障がいのある人の安全・安心な生活を支える。	障がい福祉課
「高槻市市民ふれあい運動会」の開催	日ごろ、スポーツに接する機会の少ない障がい者に運動の機会を提供することで健康増進を図るとともに、国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」の実現に向け、障がい児者と健常者が交流し、相互の理解を深めながら、障がいに対する意識の啓発を行う。	障がい福祉課
情報提供、交流、研修事業(障がい者福祉センター)	障がいのある人の社会参加、社会的自立の促進及び個別の課題や時局に応じた内容をテーマとして、障がいのある人もない人も共に学習する中で、人権意識の高揚に努めるとともに、障がいのある人の福祉の増進を図る。	障がい福祉課 (障がい者 福祉センター)

事業名	事業の内容等	所管課等
情報誌「ゆうあいたかつき」の発行	障がいのある人を取り巻く諸課題について、誰もが正しく理解し、かつ認識を深めるとともに、情報を共有し、障がい者問題を自身の問題として捉えることができるよう情報発信を行う。	障がい福祉課 (障がい者 福祉センター)
感染症予防対策事業	感染症を早期発見し、二次感染予防を図る。また、患者・感染者に対する差別・偏見の解消等を図るために、感染症の正しい知識、予防行動について、普及啓発を行い、感染症拡大の予防と、患者・感染者への理解を深める。	保健予防課
精神障がい者理解促進事業・精神保健市民講座	精神疾患や精神障がいについての正しい知識の普及啓発を図り、地域生活や社会復帰への理解を深めることにより、精神障がい者が地域で暮らすための環境づくりを行う。	保健予防課
自殺予防対策の推進事業・ゲートキーパー養成研修	自殺予防において、早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する。	保健予防課
事業主への啓発	事業主、人事労務担当者を対象に同和問題、障がい者問題、多文化共生などをテーマにした講演会の開催などの人権啓発を行い、企業における人権意識の高揚を図る。	産業振興課
障がい者雇用支援講演会	市内企業の人事労務担当者等を対象に、障がい者雇用の啓発を行い、障がい者雇用の促進と安定を図る。	産業振興課

施策の柱Ⅰ 人権教育・啓発の推進

具体的施策 ④ 各種団体等への啓発活動への支援推進

各種団体等の自主的な啓発活動が活発となるよう、支援を推進します。

事業名	事業の内容等	所管課等
コミュニティセンターにおける人権講座への支援	地域で取り組まれる人権啓発に関する講座の充実を図る。	コミュニティ推進室
地区コミュニティ組織における人権啓発活動の支援	地域における、各種の催しを活用した、身近な場での人権啓発の機会づくりを図る。	コミュニティ推進室
地域活性化事業（中学校区地区単位会の支援）	人権の意義や重要性について考え、人権課題への理解を深めるとともに、地域住民相互の交流を図る場として、各中学校区単位会を設置し、市民の自主的な活動のもとに、様々な人権課題解決のための啓発活動を展開し、地域住民の人権意識の高揚を図る。	人権・男女共同参画課
地域人権啓発事業（人権啓発指導員の派遣等）	PTA会員や市民団体及び公民館、コミュニティセンター、企業などが行う人権に関する学習を支援するため、助言や講師派遣を行い、様々な人権課題について共に学ぶ場を提供することで、地域住民等の人権意識の高揚を図る。	人権・男女共同参画課

施策の柱2 人権擁護・保護機能の充実**具体的施策 ① 相談・支援体制の充実**

各種の相談を通じて、様々な支援が必要な人を具体的な支援策につなげられるよう、体制の充実を図ります。

事業名	事業の内容等	所管課等
DV相談・対応事業	配偶者等からの暴力に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、相談員による個別相談を実施するとともに、DV対応連絡会議の各機関と連携して、相談・対応事業の充実を図る。	人権・男女共同参画課
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者、認知症の高齢者等に対して、市長が成年後見等の審判の申立を行い、対象者の権利を擁護する。	福祉相談支援課
日常生活自立支援事業	権利侵害を受けやすい認知症の高齢者等の権利を擁護し、安心して自立した生活ができるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う。	福祉相談支援課
高齢者虐待防止事業	虐待による高齢者の権利侵害を防ぐため、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援等を行う。	福祉相談支援課
障がい者虐待防止センター	障がい者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行うと共に、関係機関と連携し、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その他適切な支援を行う。	福祉相談支援課
認知症総合対策事業	行方不明高齢者家族支援サービスにより、安全の確保と家族支援を行うとともに、認知症にやさしいまちづくりとして認知症に理解のある市民を増やす。	福祉相談支援課
障がい者相談支援事業	障がい児者が地域で安心して生活できるよう、障がい児者やその家族等からの相談に応じ、必要な相談支援を行う。	福祉相談支援課

事業名	事業の内容等	所管課等
自立支援協議会	地域における障がい者を支えるネットワークを構築し、障がい者が安心して暮らせる地域社会づくりを推進する。	福祉相談支援課
難病患者地域支援対策推進事業	難病患者が安心して療養できる環境づくりを推進する。相談体制の充実及びネットワーク構築を目指す。	保健予防課
子育て相談訪問事業	乳幼児・児童の養育について子育てに関する支援(相談・助言等)を必要としながら、自ら積極的に求めていくことが困難な家庭がある。その家庭に支援を行き届かせ、子育て不安を軽減させて、適切な養育の実施の確保を図る。	子育て総合支援センター
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保護者の育児不安の解消と乳児の健全な養育環境の把握を行い、適切なサービスにつなげるとともに、児童虐待の未然防止を図る。	子育て総合支援センター
(再掲) 要保護児童対策事業	子どもの人権を守ることを目的として、児童虐待等について、関係機関と連携・協働し、未然防止や早期発見、早期対応及び適切な対応を行う。	子育て総合支援センター

施策の柱2 人権擁護・保護機能の充実**具体的施策 ② 人権相談体制推進**

人権擁護・保護が有機的に機能するよう、行政における人権相談の横断的な体制の充実を推進します。

事業名	事業の内容等	所管課等
府内横断体制による人権相談	各人権課題の担当課等で組織する人権相談ケースワーカー会議において情報交換を行い、連携を深めながら、様々な人権課題の解消を図る方策を検討する。	人権・男女 共同参画課ほか
関係機関と連携した相談体制	多様化・複雑化する人権問題に対応するため、法務局、人権擁護委員及び府専門機関等との相互連携を図る。	人権・男女 共同参画課
(再掲) DV相談・対応事業	配偶者等からの暴力に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、相談員による個別相談を実施するとともに、DV対応連絡会議の各機関と連携して、相談・対応事業の充実を図る。	人権・男女 共同参画課
要保護児童対策事業	子どもの人権を守ることを目的として、児童虐待等について、関係機関と連携・協働し、未然防止や早期発見、早期対応及び適切な対応を行う。	子育て総合支援センター

施策の柱2 人権擁護・保護機能の充実

具体的施策 ③ 専門機関との協力体制推進

人権擁護・保護の実効性を高め問題解決を図るために、専門機関との協力体制の充実を推進します。

事業名	事業の内容等	所管課等
(再掲) 関係機関と連携した相談体制	多様化・複雑化する人権問題に対応するため、法務局、人権擁護委員及び府専門機関等との相互連携を図る。	人権・男女 共同参画課
(再掲) DV相談・対応事業	配偶者等からの暴力に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、相談員による個別相談を実施するとともに、DV対応連絡会議の各機関と連携して、相談・対応事業の充実を図る。	人権・男女 共同参画課
(再掲) 難病患者地域支援対策推進事業	難病患者が安心して療養できる環境づくりを推進する。相談体制の充実及びネットワーク構築を目指す。	保健予防課
(再掲) 要保護児童対策事業	子どもの人権を守ることを目的として、児童虐待等について、関係機関と連携・協働し、未然防止や早期発見、早期対応及び適切な対応を行う。	子育て総合支援センター

施策の柱2 人権擁護・保護機能の充実**具体的施策 ④ 人権に配慮した職務の遂行に係る人権研修推進**

人権侵害に関わる相談・支援や人権教育・啓発などをはじめとする人権施策を適切に遂行するとともに、日々のあらゆる業務に人権尊重の視点が生かされるよう、人権研修を推進します。

事業名	事業の内容等	所管課等
個人情報保護制度の職員研修	プライバシー保護の観点から、個人情報保護制度の周知徹底を図るため、職員研修を実施する。	法務ガバナンス室
階層別研修	あらゆる分野の人権問題に対して正しい理解と認識を深め、市民の基本的人権を尊重する立場で職務を遂行し得る職員を育成するために、系統的・継続的な研修を実施する。	人事企画室
職場人権研修	職場単位で相互啓発を行う機会を設け、職員の人権意識の一層の向上を図ることによって、その意識や認識を日常業務に反映させる。	人事企画室
障がい者理解講座	手話技術（初級）の習得と初級点字の実習を通じ、聴覚障がい及び視覚障がいに対する正しい理解と認識を養う。	人事企画室
職場研修指導者の養成	職場研修指導者に対し、人権の総括的知識の習得と認識の確認を促すことによって、職場における人権研修を充実させ、職員の人権意識の一層の向上を図る。	人事企画室
(再掲) 自殺予防対策の推進事業・ゲートキーパー養成研修	自殺予防において、早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する。	保健予防課
人権保育研修	子どもの人権とともに、子どもの主体性や利益が最大限尊重される保育を推進するため、研修の充実を図る。	保育幼稚園総務課

施策の柱3 社会全体での協働の推進

具体的施策 ① NPO等多様な主体との協働推進

人権課題の解決に資する取組を行っている NPO 団体等の多様な主体と協働することで、人権施策の効果的な推進を図ります。

事業名	事業の内容等	所管課等
コミュニティセンター管理運営補助事業	コミュニティセンターにおける子どもを対象とした学習や体験の機会の充実を図る。	コミュニティ推進室
コミュニティ市民会議補助事業	女性を含む多様な主体の活動の参画を推進することで、地域活動の充実を図る。	コミュニティ推進室
市民公益活動サポートセンター事業	市民公益活動の促進のための環境整備として開設した市民公益活動サポートセンターにおいて、施設提供をはじめ、相談事業や情報受発信支援、学習機会の提供等活動促進のための事業を実施する。	コミュニティ推進室
市民公益活動促進事業	様々な人権課題の解決を目指す団体を含めた多様な市民公益活動団体の相互交流や市民の参加啓発等の事業を支援して、市民公益活動の促進を図る。	コミュニティ推進室
(再掲) 市民主導の人権啓発事業の実施	市民の自主的な活動のもとに、様々な人権啓発活動を行っている(一社)高槻市人権まちづくり協会と協働で人権啓発に取り組むことで、人権意識の普及・高揚を効果的に推進する。	人権・男女共同参画課
(再掲) 人権啓発イベントの実施(講演会等)	市民が気軽に参加できる啓発イベント(平和展や人権を考える市民のつどい等)を市民や団体等の参画のもと実施し、人権尊重や平和に関する市民意識の高揚を図る。	人権・男女共同参画課
(再掲) ふれあい交流講座の実施(ふれあい文化センター)	人権尊重を基本視点とした参加型の講座、講習、イベントなどを開催することにより、市民の人権意識の高揚とふれあい・交流の促進を図る。	人権・男女共同参画課 (ふれあい文化センター)
地域啓発交流事業 (ふれあい文化センター)	地域の取組と連携しながら、地域内外の住民や関係団体等との交流を促進し、相互理解を図る。	人権・男女共同参画課(ふれあい文化センター)

事業名	事業の内容等	所管課等
ふれあいIT推進事業	情報格差(デジタルデバイド)の解消に資するとともに、ボランティア活動の促進を図る。 (富田ふれあい文化センターで実施)	人権・男女 共同参画課 (ふれあい 文化センター)
障がい者雇用問題 懇談会	各関係機関及び関係団体による懇談会において、意見交換や情報交換などを行い障がい者雇用の促進を図る。	産業振興課
雇用促進フェア	女性、若者や就職困難者等をはじめ市民の就労促進を図る。	産業振興課
(再掲) 市民主導の人権教育 事業の実施	様々な人権課題の理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、(一社)高槻市人権まちづくり協会に人権教育事業を委託して、市民主導の事業展開を行う。	地域教育青少年課

施策の柱3 社会全体での協働の推進**具体的な施策 ② 企業の自主的な取組への支援推進**

市内企業で構成する団体や、個々の企業が実施する人権に関する自主的な取組への支援を行い、社会全体に人権尊重の取組の一層の浸透を図ります。

事業名	事業の内容等	所管課等
市内事業者で 構成される人権団体 による啓発講座等 への支援	対象事業所への加入勧奨活動の支援を行う。 また、同団体及び会員事業所による人権啓発講座、研修会等の企画・運営及びテーマ・講師選定と開催情報発信等への支援を行う。	産業振興課

施策の柱3 社会全体での協働の推進

具体的施策 ③ 地域との密着した連携・協働体制推進

地域主体の活動と連携することにより、市民一人ひとりへの人権尊重の取組の一層の浸透を図ります。

事業名	事業の内容等	所管課等
地域振興補助事業	地区コミュニティが実施する各種の取組を支援し、地区コミュニティ内の連携、交流の促進を図る。	コミュニティ推進室
(再掲) 男女共同参画に関する講座等の実施	男女共同参画社会の形成を促進するための講座や地域講演会等、各種の啓発事業を実施する。	人権・男女共同参画課
市民交流事業 (ふれあい文化センター)	施設利用者である地域内外の住民に対し、講座、研修会などを実施することで、住民の交流と相互理解を図る。	人権・男女共同参画課(ふれあい文化センター)
(再掲) ふれあい交流講座の実施(ふれあい文化センター)	人権市民団体や関係機関との共催等による講座、講習、イベントなどを開催することにより、市民の人権意識の高揚とふれあい・交流の促進を図る。	人権・男女共同参画課(ふれあい文化センター)
(再掲) 地域啓発交流事業(ふれあい文化センター)	地域の取組と連携しながら、地域内外の住民や関係団体等との交流を促進し、相互理解を図る。	人権・男女共同参画課(ふれあい文化センター)
地域における懇談会等の実施	地域住民がお互いに知り合い、ふれあえるきっかけとなるよう、社会福祉協議会や地域の団体等と連携し、地域における懇談会等のさまざまな機会を通じて、住民の障がい児者への理解の促進を図る。	福祉政策課
社会福祉協議会補助事業	すべての人の人権が尊重され、支え合い、助け合いの気持ちを醸成するため、研修事業の開催や地域福祉活動へ誰もが参加しやすい環境づくりの促進など、地域福祉推進に関する事業を支援する。	福祉政策課

第2次人権施策推進計画の策定に関する 人権関係団体の調査結果(概要)まとめ (令和3年2月実施)

※各分野で活動されている人権関係団体(分野ごとに1~2団体)に対し、各団体が考える「現状」「課題」「方策」を自由記入方式で調査したものです。

※回答内容につき文言修正等を行い、分類を整理して表にまとめています。

※第2次計画策定にあたっての課題把握などの基礎資料とともに、計画素案検討の段階において、全庁的に情報を共有しています。

■女性の人権

	現状	課題	方策
コロナ 関係	・不安定な雇用状況にある方が多い女性が真っ先に雇止めに。収入を失い、住居まで失う人も。若年の女性の自殺者増加など、厳しい状況	・個人の努力では解決出来ない段階にある	・実情を把握し、現実に沿った、保障を含めた法整備と対応
家事・ 育児	・女性が働いていても依然として女性の負担が多い	・「頭ではわかっているつもり」の人への意識改革	・広報活動・学習機会の増加と内容の充実。体験学習などが効果的
男性 優位	・「女性は出すぎてはいけない」「女は男を立てるべき」という考えが、特に年配男性に根強く残っている		
職場	・セクハラ、パワハラ、マタハラ(妊娠・出産を理由とする不利益な扱い)が依然として多い	・事業主の理解	・クオータ制の導入等、公的な場を中心に女性の割合を増やす努力を。
DV	・在宅勤務の増加に伴いDVが増加。どこにも相談できず悩んでいる女性も多い	・人に知られずに相談が受けられる場が必要	・場所、時間帯等、相談窓口の充実(セクハラ等、女性全般相談)
性の 商品化	・様々なメディアに女性を商品化するような情報や表現が流れ、巻き込まれて被害に遭う女性もいる	・性を“もうけ”対象とみる産業が存在する現実との向き合い方	・実態把握と被害者を無くす努力

■子どもの人権

	現状	課題	方策
体罰	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2(2020)年、児童虐待防止法に保護者からの体罰を禁止する条文が加えられたが、ワークショップを実施するなかで、体罰を受けている子どもの声を直接聞くことがある ・親がしつけのために体罰を行うことは許されず、体罰は子どもへの人権侵害であるという認識が、社会に浸透していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害に遭った子どものサインに気づくことができるのは、子どもの身边にいる大人である ・子どものサインに気づける、子どもの話を聴ける大人を一人でも多く増やすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、保護者、地域の方々に、ワークショップ等を通じて、子どもの権利や話の聴き方などを伝える ・専門的に取り組む地域のNPOの協力を得て、場所や日時を工夫して、参加しやすいワークショップを実施すること
いじめ	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止対策推進法」が施行されて以降、全国でのいじめ認知件数は増え続け、直近の令和元(2019)年度では612,496件、児童生徒の自殺者も300人を超える ・米国の調査では 中学生のクラスの6%がいじめる側、9%がいじめられる側、85%が傍観者といわれ、いじめの被害者の味方をすると自分もいじめられるのではないかと不安をかかえる傍観者がいじめ解決のカギを握っていると思われる 		
保護者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業に積極的に参加する保護者は元々人権意識が高い方が多く、また、同じ人が参加している傾向がある ・共働き世帯が多く、時間的ゆとりがもてないため、たとえ講演会などに興味があっても平日昼間では参加できない保護者がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本当に「人権」を必要としている方は日々目の前に必死で、人権啓発事業などに参加できていないのではないか ・余裕の無さから子どもに辛くあたってしまい、後で後悔するような保護者が多くいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会などは、保護者が参加したくなる内容であることが重要(魅力ある講師、「子どもも参加できる」「子どもも行きたくなる」「保育付き」など) ・講演会だけでなく、保護者がホッとできる場や時間があれば、子どもの人権の改善につながる(人は優しくされれば人に優しくできる)

■高齢者的人権

	現状	課題	方策
高齢者の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者」は65歳以上を指す言葉だが、現在70歳まではほとんどが現役か若しくは現役意識が強い ・「高齢者」の定義付けを考える時期に来ている 	<ul style="list-style-type: none"> ・弱者としての高齢者に対する支援は当然として、そうではないと自負する高齢者に期待を寄せる社会の実現 ・被害や虐待などを問題として対応することは当然のこと、健全な高齢者を多く持てる社会の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者」の年齢概念の上方修正
生きがい・働きがい	<ul style="list-style-type: none"> ・『年金暮らし』という言葉は老化意識を助長しているように思われる 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入だけが目的ではなく、生きがい、働きがいを持つことが老化防止には必要（ひいては福祉・医療費の軽減にも寄与する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（特に65～75歳）の健康維持を主目的としたやりがい、働きがいに向けた誘導策の実施 ・特に積極的になれない人たちへの機会の誘導・提供 ・社会通念の見直し

■障がいのある人の人権

	現状	課題	方策
① 総論	・障がいのある人を含め、住みやすい地域社会が必要であるが、法律や制度が相当に整備されてきている中でも、障がいを理由とする差別や偏見、また、当事者の家族や利用する事業所への偏見等、地域での解決されなければならない課題が沢山あるのが現状	・障がいに対する理解や障がい児者、個々人への理解が十分に進まない現状があり、市民に向けた啓発活動の充実が求められる。そのためにも、市の姿勢が今以上に障がい者福祉に重きを置いた政策の発信が必要ではないだろうか	・「手話言語条例」が施行されたが、市民に訴える機会や、手段を整備するための「差別解消条例」を制定し、啓発活動の活性化を図り、障がい者市民が困っていることの解決に向けた行政的な取り組みを行うことで、市民意識の変革を進めるべき
② 差別 解消法 の情況	・障害者虐待防止法、雇用促進法、教育基本法等と並行して差別解消法が施行され、本年はその見直しが図られている。統計調査でも周知度が驚くほど少なく、十分に趣旨等が周知されている状況となっていない。また、法の内容にも改善の余地があることが検討されている	・国の施策に基づく制度作りが行われているが形だけでなく、実行性ある運用が求められる。そのための根拠となる市の姿勢を示す「条例」の制定を進め、その過程での活発な市民の意見交換に基づいた市民啓発を実現することが望まれる	・「差別解消条例」の制定を市民ぐるみで進める ・「タウンミーティング」を実施する ・虐待防止センターの強化を行う ・虐待防止・差別解消協議会の活性化を行う ・自立支援協議会での個別ケースの分析を行う
② 障がい 者基本 計画・ 障がい 福祉 計画の 情況	・2021年度より新たな計画がスタートするが、理念の実現に結びつける施策が障がい当事者・家族の希望と重なっていないことで、認知され、周知、期待される状況まで至っていないと思われる	・策定の審議の経過では、そもそも情報が行き届いてないなどの課題が多く指摘され、修正が加えられたが、更に、内容を当事者の現状と対応するように、今後の見直しが必要となるのではないか	・障がい当事者の高齢化への対応 ・当事者と家族の8050問題と言われる課題への対応 ・インクルージョンを実現するために、「分離」「隔離」を前提とする制度の変更
③ 障がい 児の 情況	・優生保護思想に対する批判的な検討が進められてきているが、出生前検診、出生後検診、早期発見、早期治療等の選別が實際には行われている	・まずは、保健所等による啓発が必要である。更に、出産、子育てへの相談支援の充実が図られ、社会全体での受け入れという啓発を開拓する必要がある	・出生前検診の規制緩和を行わない ・保健所の相談機能の充実 ・保育所での障がい児の受け入れ拡大 ・児童発達支援の質的向上

〔資料編 ①〕

	現状	課題	方策
⑤ 教育の 情況	・教育委員会との人権教育懇談会を年2回、開催し、障がい児へのいじめへの実態報告や学校での取り組み報告をいただき、以前とは変わってきていると感じる。一方で、家族からの訴えでは学校でのいじめや無理解に関するものが後を絶たない場合もある	・特別支援教育が国の施策として進められ、キャリア教育等の「多様」な取り組みが進められている。しかし、地域の「支援学級」と「特別支援学校」との分離教育体制や普通高校や大学への進学保障では、(支援学校からの就労者数の増加は図られたが)十分な成果を上げられない状況	・人権教育懇談会の充実 ・インクルーシブ教育の組織的研修 ・教職員への研修の充実 ・支援学級で地域の障がい児を受け入れ可能とする人員の配置を確保 ・高校、大学への進学の推進 ・放課後等の支援の充実
⑥ 雇用・ 就労の 情況	・法定雇用率の改善が進み2.3%(2.6%)となり、雇用の拡大が精神障がいの方も含め改善がみられる。また、この間の職場定着も制度設定等もあり改善が進んだが、コロナ禍での解雇・待機が課題となっている。市の庁内実習制度も対象者の拡大等の改善が進んだが、雇用率はギリギリのラインで推移し雇用率の上昇に向けたけん引役が期待される	・障がい者雇用の拡大を図るため、事業所への啓発活動を強化し、雇用主が安心して障がい者の雇用が図れるように施策を展開する ・市の法定雇用率のギリギリを改善して、雇用の模範となることが望まれる ・ハローワークや市の就労支援協議会等の活動を強化し、一般雇用の増加を図る ・庁内実習制度の拡大が望まれる ・高齢視覚障がい者の就労機会の開発	・市内の企業に向けた情報の発信を、ハローワークと協力して行う ・合同就職説明会や庁内実習の受入れの拡大を図る ・市の目標雇用率は、3%を維持し、公表の機会を増やす ・超短時間雇用(週20時間未満)の働き方を企業にも進めるとともに、国の雇用率制度に反映させることを求める
⑦ 福祉的 就労	・教育と福祉サービスによる就労支援が進められ、特別支援学校、就労支援事業からの就労者が高水準を保っているが、福祉的就労と言われる就労支援の重要性が増す中、事業所の拡大と利用者の就労のバランスの調整が機能的に働いていない感がある	・支援学校・就労支援事業所の一般就労率の維持を図る ・就労支援事業所への利用者の工賃に繋がる優先調達制度の拡充を図り、工賃レベルの改善を図る	・自立支援協議会等での、一般就労に向けたケースの積み上げを行い、就労への道筋を明確にする ・優先調達に基づく市からの発注の拡大を図る ・就業・生活支援センターを中心とする就労ネットワークを活用し事業所の取組を推進する

	現状	課題	方策
⑧ 医療の 情況	・医療費の福祉助成制度の改訂があり、重度者への対応が図られたが、障がい種別や程度の差、年齢への対応等がどのように影響するのか、心配される	・福祉医療費助成制度を堅持し、医療に繋がらないような状況の発生を防ぐ ・福祉と医療との連携、特に精神障がい者の地域生活の確保との関連で重点的な課題に	・精神保健福祉手帳2級の所持者を、福祉医療助成制度の対象とする ・保健所の移行の充実と、医療機関、福祉事業所との連携を図る会議の充実
⑨ 社会 参加の 情況	・自立と社会参加に向けた必要な支援の提供が目標とされてきたが、実際の運用においてガイドラインの設定による市間格差や行政窓口でのトラブル、支給決定プロセスが見受けられ、制度運用の柔軟化が求められている ・手話言語条例の制定もあり、意思疎通の改善が期待され、自己決定・自己選択という意思決定支援の充実が望まれている	・高槻市障がい児者社会参加促進事業を、実施主体が主体的に担えるような制度に改善することで、啓発活動も含め、社会参加への意欲の増進を図り、多くの方の利用を図る ・居宅支援、移動支援は自立と社会参加の重要な資源であるが、利用の制限や支給時間の改善が望まれる ・意思疎通支援ができるだけ広範に活用出来るよう配慮を ・通勤、通学へのガイドヘルパー利用	・社会参加促進事業の弾力的な運用と、予算規模の拡大を図り、社会参加の基盤を広げる ・居宅支援、移動支援の支給決定時間の改善を図る ・手話通訳の派遣事業を、個人への派遣に加え、会議や講演会の主催団体への派遣も認める改善を図る ・コミュニケーション支援の拡充を図る
⑩ 啓発の 情況	・市の広報やバスへの掲示、障がい者週間等のイベントでの啓発等の取り組みをいただいているが、意識調査や実態調査における情報伝達の不十分さや、人権意識の改善につながる啓発が必ずしも功を奏しているとは言えない ・福祉事業所をめぐる地域コンフリクトは、黙視できない状況となってきている	・継続したイベントや広報での啓発を行うことが必要ですが、広く市民に届くような取り組みを検討されたい ・地域コンフリクトは、当事者間では収拾が付かないケースが出ている(事業の停止等)ので解決手段を講じる必要を感じる	・市職員や教職員の研修の、今以上の充実を図り、市民の手本となる ・広報での年1回の特集を企画する(現状2年に1回) ・地域コンフリクトに対して、市が調停等を行う ・地域での市民間の交流活動を、地域福祉活動計画に基づき実施する

[資料編 ①]

	現状	課題	方策
⑪ バリア フリーの 推進	・新バリアフリー基本構想の推進が図られ、鉄道駅周辺や拠点施設周辺のバリアフリー化がすすんだ。とりわけJR高槻駅のホーム柵の設置は大きな成果と評価。しかし、自転車条例が制定され歩道での事故対策も図られているが、不十分で危険な場面も多くあると指摘されている	・心のバリアフリー化が求められるようになっている ・今以上に、公的施設の建設時や道路や駅の改装時等に、障がい当事者の意見を聞いて計画に反映させることができ、より良いバリアフリーに結びつく ・周辺部のバリアフリー化は、高齢化に伴い早急な対応が必要	・新バリアフリー基本構想推進協議会の枠組みを大切にし、充実した審議を進める ・JR以外の鉄道駅に、ホーム柵の設置等の具体化を進める ・福祉循環バスの運行による交通アクセス支援を充実させる ・心のバリアフリーを進め、市民交流の場を企画する
⑫ 災害時 の支援	・災害時要援護者支援事業により、手あげ方式の要援護者名簿公開も進んでいくが、地域における支援の枠組みが今一步不十分と感じられる。市における地震・風水害が体験的に懸念され、避難所マニュアルの改善や、避難訓練の実施が進められたが、地域での共助を公助の充実と共に図られることに期待する	・避難行動への支援について、災害の多発化から周到な危険回避のための避難活動が進められるようになってきたが、情報が届かない当事者への支援の検討が必要 ・避難所の受入れにも、諸課題が提起されているので検討を行う ・要援護支援事業の拡充を図る ・福祉避難所の拡充を図る	・要援護者支援事業等に基づく、避難勧告時を含む、平時の避難行動への支援の地域体制の構築 ・災害時マニュアルの適時の見直しの実施 ・避難所開設マニュアルの随時の見直し ・福祉避難所の拡大と内容の充実
⑬ 感染症 対策	・新型コロナウイルス感染防止の対策が施され、今後の鎮静化が望まれるところだが、一人暮らしや高齢障がい者、重度の障がい者の家族への支援を今回の件から事前に準備していくことが必要。特に、入院時の支援や孤立化への支援が課題	・感染・感染防止に係る情報の提供 ・緊急事態等の自粛時の、孤立化の防止 ・感染時の入院に係る付き添い等の課題 ・PCR検査やワクチン接種情報の提供	・感染症についての解りやすい情報を提供するシステムの確立 ・感染症に係る相談窓口が、いっぱいつながらないときの連絡先の設定 ・保健所及び行政機関の、障がい当事者への感染時の対応マニュアルの整備

■部落差別(同和問題)

	現状	課題	方策
部落 差別 解消 推進法	・平成28年に法律が施行されたが、この法に基づく取組の進捗が見えてこない	・部落差別がいいけないと明記された法律の存在が知られていないことがまず課題 ・具体的な取組の骨子を示す立場の国の動きが止まっている	・法律そのものの周知 ・中身を知らせるための啓発活動 ・法の趣旨を踏まえた相談体制の充実や、教育・啓発の取組のさらなる具体化
住民の 差別 意識	・施設一体型小中一貫校の整備検討	・設置場所によっては、通わせたくないという意識がある	
就職 差別	・就職差別につながる「人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他、社会的差別の原因となるおそれのある事項」の個人情報を原則収集してはならないと定められているが、徹底されていない	・公正な採用選考	・事業所の人権研修の徹底
インターネッ ト上の 差別	・特定の地域を同和地区として撮影しYoutube動画で公開する事案(鳥取ループ:示現舎問題)について強く懸念	・「表現の自由」との兼ね合いで対処が難しい問題であり、「削除要請」までが行政の限界であること。	・法規制の整備 ・こういう行為を許さないという態度表明など、自治体として行動に移すこと
地域の 高齢化 や 貧困の 連鎖	【高齢者】 ・経済的に困窮している独居者には各種サービス情報を理解できない人がいる ・高齢者に厳しい市営住宅の住環境 ・孤独死の発生 【中年層】 ・引きこもり、不安定就労も少なくなく、経済的自立が困難 【子ども】 ・厳しい家庭背景から、不登校、進学するも中途退学、家庭への引きこもり ・子どもがヤングケアラーとならざるを得ないひとり親家庭	・部落差別の対象となる地域には様々な社会的課題がいち早く集中的に現れており、その解決は社会に生起する諸課題への社会的モデルになる。人権施策が先導的役割を果たす必要がある	・総合生活相談や見守り訪問が重要

〔資料編 ①〕

	現状	課題	方策
人権教育・啓発の重要性	・一般的な人権尊重の取り組みや考え方を頭で理解している(知っている)人は多くいるが、不安や不満からくる当事者行動は、人権尊重を経験から理解した人と、そうでない人では異なる	・新型コロナによる人権侵害は、人々の根底にある差別意識が変わっていないということの現れであり、「新型コロナ差別」「部落差別」など、個々の差別事象に切り分けた啓発だけでは解消されない	・「新型コロナ」を経験した今こそその具体的な差別に関する啓発を

■外国人市民の人権

	現状	課題	方策
企業で働く技能実習生	・高槻の企業は大工、左官、鉄筋工を含む中小企業が大半	・雇用主側が英語に通じておらず、日本語を習得しなければ仕事ができない。日本人独特的表現(おい、それ、あれ)による指示に戸惑うことが多い	・現場仕事特有の簡略化された言語表現について教えるとともに、それを真似をしないように、日本語指導の中で教える
介護現場	・介護の現場で働く外国人(特にベトナム人)は、仕事に熱心であり、また高学歴で、事前に日本語教育も受けて来日しているが、被介護者との意思疎通には課題を感じており、さらに上を目指すため日本語検定1級・2級の取得を目指している	・彼らの能力に応えるボランティアの確保が課題	・礼儀正しく頭脳明晰な彼らの優秀さを高槻市民に知ってもらう取り組み(地域での講演会の実施など)
文化の違い (西洋人)	・日本の就労環境に合わないため、有能な人でも英会話教室の講師くらいしか仕事がない	・民間支援者だけでは外国文化の理解促進は難しい	・外国人の就労相談窓口の設置 ・行政による外国文化の理解浸透への取り組み
文化の違い (イスラム)	・イスラム教徒の生活の一部である礼拝やハラール、衣服に関する戒律など理解され難い状況		
支援者	・行政の関連部門から通訳の依頼がよくある	・依頼側は、彼らを便利な無償の通訳と捉えていると考えられる	・通訳は立派な有償の仕事であることを認識した対応

□人権啓発

	現状	課題	方策
	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチ、LGBT、障がい者、部落問題などあらゆる弱者への偏見や差別が解消されず依然として現存している ・人権課題は多様化・複雑化し、市民ニーズも年齢層により様々で個別化・多様化している ・非正規雇用の増加など、急速な社会状況の変化に伴い、様々な人権課題を抱える人たちや経済的な背景を持つ人々は生活していく上で様々な課題に直面し、生きづらさや不安を感じることが多くなっている ・若年層は、「何を大切にすべきか」「どう生きるべきか」という抛りどころとなる価値観を持てず、ともすればメディアの影響を受け、噂などに流されてしまう ・若年層になればなるほど、人権の基本となる自尊感情の低下や対人関係をうまく築けないことによる孤立化、他者の理解や痛みの共感が難しくなっている ・新型コロナウイルス関連では、先の見通しの不透明感から、恐怖心や不安感を背景とした人権侵害案件が起こっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権課題の解決は行政が主体となって行うべき重要施策であるとともに、市民の理解と協力が必要不可欠 ・一人一人が意識して解決に取り組むべき課題であることの再確認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化・複雑化する人権課題を常にキャッチしながら、工夫を加え、様々な人権課題をより身近に、分かりやすく学べる機会を増やし、子育て層や若年層の参加を促していく ・新型コロナウイルスのように、これまでの想像を超えた不安事象や人権侵害事案が多発する今日、改めて安心・安全なまちづくりの観点から、多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会の実現に向けて事業を実施する

〔資料編 ②〕

世界人権宣言(仮訳文)

昭和23(1948)年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するよう、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会

的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、

独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

〔資料編 ②〕

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表を通じて、自國の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各國の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な發

〔資料編 ②〕

展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

- すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならぬ。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、

国際連合の活動を促進するものでなければならない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

- すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

- この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12(2000)年12月6日公布・施行
(法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

[資料編 (3)]

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

〔資料編 ④〕

高槻市人権尊重の社会づくり条例

平成13(2001)年3月28日

高槻市条例第8号

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等であり、基本的人権を享有することが保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念である。

しかしながら、今日でもなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、障害があること等に起因する人権に関するさまざまな問題が存在するとともに、社会状況の変化等により、人権にかかわる新たな課題も現れてきている。

このような状況において、命の尊さや人間の尊厳が大切にされ、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会を実現していくことが今まさに求められている。

国内外において21世紀を「人権の世紀」とする取組みが進められ、人権の尊重が国際的潮流となるなかにあって、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づき、市と市民の協働による真にすべての人の人権が尊重される社会をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会をつくるため、市及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点を施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重して人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるものとする。

(施策の推進等)

第4条 市は、人権に関する施策を効果的に推進するため国及び大阪府と連携するとともに、市民の人権意識の高揚を図る人権啓発並び

に人権問題に関する情報の収集及び提供等人権に関する施策を推進するものとする。

(人権施策推進審議会)

第5条 市に、高槻市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権に関する施策の推進に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、委員12人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 公共的団体の代表者

5 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

第2次高槻市人権施策推進計画

令和4(2022)年3月発行

高槻市 市民生活環境部
人権・男女共同参画課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

電話:072-674-7575

FAX:072-674-7577